

五所川原市

第2期子ども・子育て支援事業計画

2020(令和2)年度～2024(令和6)年度



2020(令和2)年3月
青森県 五所川原市

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子育てをめぐる家庭や地域の状況は大きく変化しています。また、女性の社会進出の拡大により、仕事と子育てを両立できる環境整備の充実が求められています。

こうした中、平成27年4月に「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が施行される等、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を支援する仕組みづくりが進められており、その一つとして国は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼児教育の負担軽減を図る総合的な少子化対策として、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」を実施しています。

本市では、「五所川原市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～平成31年度)」を策定し、それまでの次世代育成支援行動計画の施策と併せて、子ども・子育て支援に係る各施策を総合的かつ一体的に進めてまいりましたが、計画期間の最終年度を迎えたことから、新たに「五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

策定に当たっては、基本理念「～市に生まれ育つ全ての子どもたちとその家族の幸せのために～こころ豊かに安心して暮らせるまちづくり」を継承し、生まれてくる子どもたちが、家庭や地域で心から祝福され、すべての市民が子育てに喜びを感じる生活を送ることができるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定に御尽力いただきました「五所川原市子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、ニーズ調査に御協力いただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

五所川原市長 佐々木 孝昌



目 次



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 計画期間	5
5 制度改正等のポイント	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映	7
7 県や近隣市町村との連携	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 本市における人口と子ども人口の状況	11
(1) 人口と子ども人口の推移	11
(2) 合計特殊出生率の推移	12
2 子育て家庭の状況	13
(1) 子育て世帯の推移	13
(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況	16
(1) 本市の就業率	16
(2) 母親の就労状況	17
(3) 育児休業制度利用の状況	22
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況	23
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況	23
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由	25
5 施策の進捗評価	27
6 本市における子育て支援に関わる課題	29

第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念	33
2 施策の基本目標	34
3 施策の体系図	36
第4章 子ども子育ての施策展開	39
基本目標1 結婚・出産に対する支援の充実	40
推進施策（1）結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進	40
基本目標2 母親及び乳幼児等の健康の増進	41
推進施策（1）子どもや母親の健康の確保	41
推進施策（2）食育の推進	44
推進施策（3）思春期保健対策事業	45
推進施策（4）小児医療の充実	45
基本目標3 地域における子育ての支援	47
推進施策（1）地域における子育て支援サービスの充実	47
推進施策（2）教育・保育サービスの充実	49
推進施策（3）子育て支援のネットワークづくり	50
推進施策（4）子どもの健全育成	50
基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進	54
推進施策（1）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	54
推進施策（2）仕事と子育ての両立の推進	55
基本目標5 要保護児童へのきめ細やかな対応	56
推進施策（1）児童虐待防止対策の充実	56
推進施策（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進	57
推進施策（3）障がい児施策の充実	58
基本目標6 子どもの教育環境の整備	63
推進施策（1）一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実	63
推進施策（2）学校・家庭・地域の連携推進	69
基本目標7 子ども等の安全の確保	71
推進施策（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進	71
推進施策（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	72
基本目標8 子育てを支援する生活環境の整備	73
推進施策（1）良質な住宅の確保	73
推進施策（2）良好な居住環境の確保	74
推進施策（3）安全な道路交通環境の整備	74

推進施策（4）安心して外出できる環境の整備	75
推進施策（5）安心・安全まちづくりの推進	75
第5章 子ども・子育て支援の事業展開.....	79
1 教育・保育事業等の提供区域	79
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	81
(1) 推計の手順.....	81
(2) 子ども人口の推計	82
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	83
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	84
(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）	84
(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）	84
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	87
(1) 相談支援事業.....	87
(2) 訪問系事業.....	89
(3) 通所系事業.....	91
(4) その他事業.....	96
5 総合的な子どもの放課後対策の推進.....	99
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	99
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	101
(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方	101
(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	101
(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	102
(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携	102
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に 関する事項	102
第6章 子どもの貧困対策について	105
1 子どもの貧困対策に関する指標と目指す方向	105
2 具体的な施策	106
(1) 教育の支援.....	106
(2) 生活の支援.....	106
(3) 保護者に対する就労の支援	107
(4) 経済的支援.....	107

第7章 計画の推進体制.....	111
1 計画の推進体制.....	111
2 計画の公表及び周知	111
3 計画の評価と進行管理.....	111
資料編.....	115
1 子ども・子育て会議	115
(1) 五所川原市附属機関に関する条例.....	115
(2) 委員名簿.....	117
(3) 五所川原市子ども・子育て会議の開催日と審議内容.....	117
2 用語解説.....	119

◆年号記載方法について

2019年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフ及び表における記載は西暦表記としております。



第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

五所川原市（以降「本市」という。）では、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、2014（平成26）年度に「五所川原市子ども・子育て支援事業計画」（以降「第1期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育ての充実を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく関連施策についても推進してきました。

しかし、社会情勢は少子化の流れが留まることなく、加えて子どもの貧困問題が表面化したことから、国は2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を公表し、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じることで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

これを受け本市では、第1期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方【改訂版】」に基づいて、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。さらに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、前年度に実施した利用者のアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、次世代育成支援対策推進法による関連施策を計画的に実施し、本市に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指します。



2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

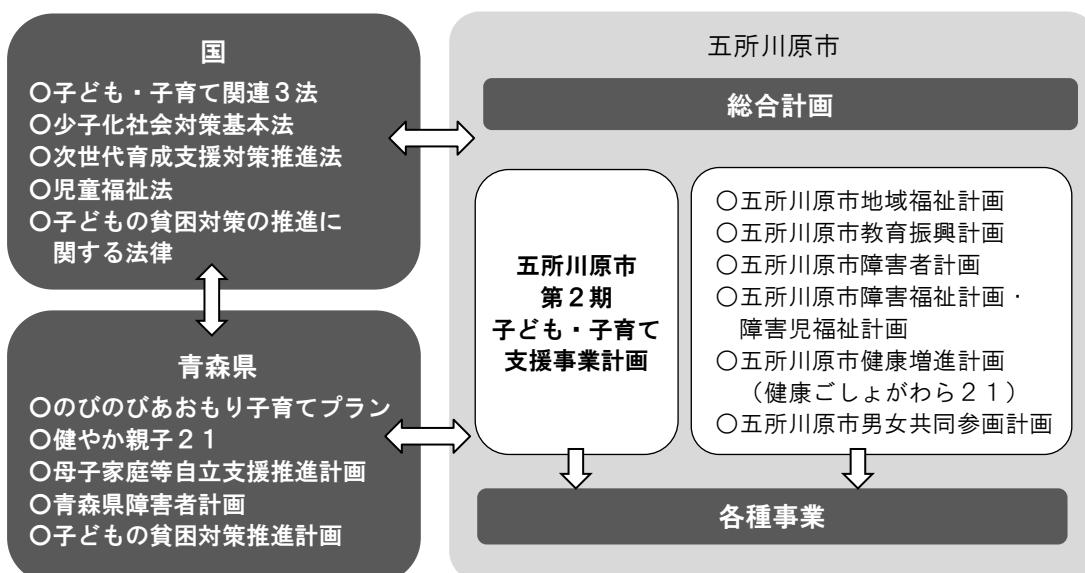
また、2014（平成26）年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、これまで市が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2019（令和元）年6月19日に改正され、市町村に努力義務として子どもの貧困対策計画の策定が明文化されたことから、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定し、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないよう、子どもの貧困対策を総合的に進めていきます。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、上位計画である「五所川原市総合計画」のもと、関連する「五所川原市地域福祉計画」「五所川原市教育振興計画」「五所川原市障害者計画」「五所川原市障害福祉計画・障害児福祉計画」「五所川原市健康増進計画（健康ごしょがわら21）」「五所川原市男女共同参画計画」との整合性を図るよう努めました。

■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。

■ 計画期間

2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
五所川原市子ども・子育て支援事業計画（第1期）									
					五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画				

5 制度改正等のポイント

（1）子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。



③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るために、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。

6 計画の策定体制と住民意見の反映

学識経験者、関係団体代表、市民公募委員などから構成される「五所川原市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2018（平成30）年11月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、府内の関係部署及び県と協議・調整を行なながら、市民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなど、県との連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

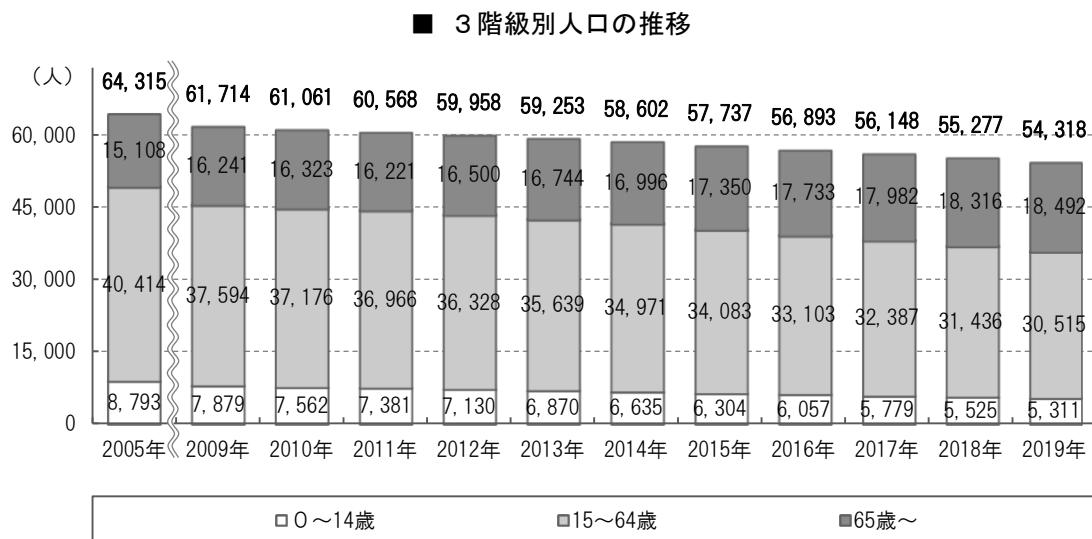
子ども・子育て支援の現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における人口と子ども人口の状況

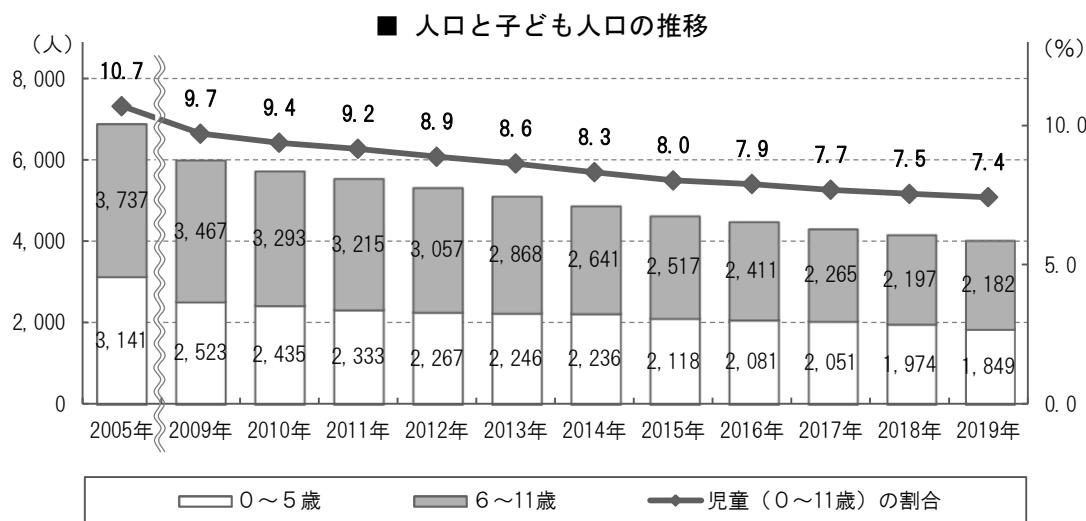
(1) 人口と子ども人口の推移

本市の人口は2005（平成17）年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、2005（平成17）年以降老人人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

2005（平成17）年以降の子ども人口（就学前児童及び小学生）の減少割合が、人口の減少割合よりも大きいことから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下を続け、2019（平成31）年には7.4%となっています。

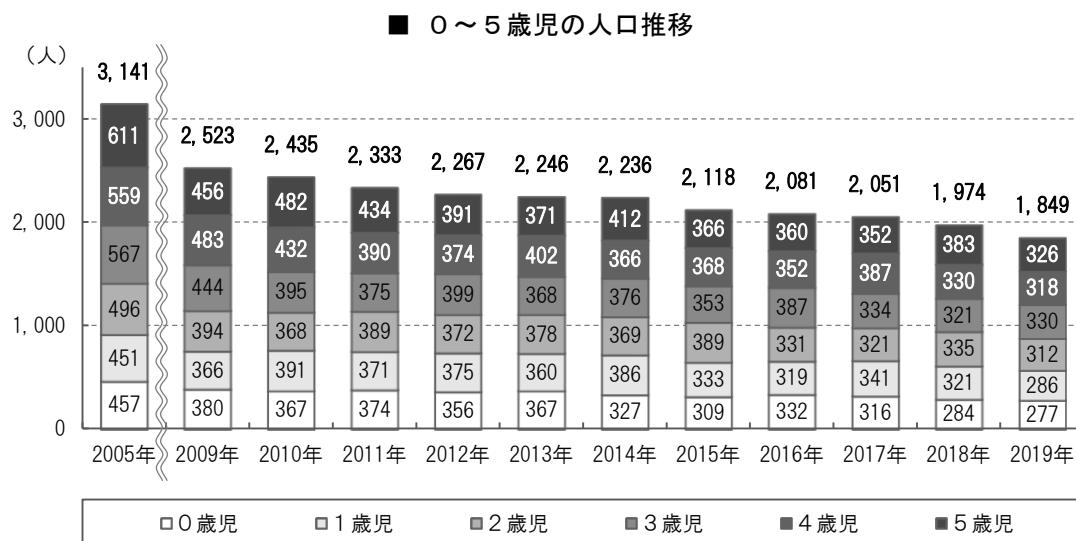


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）



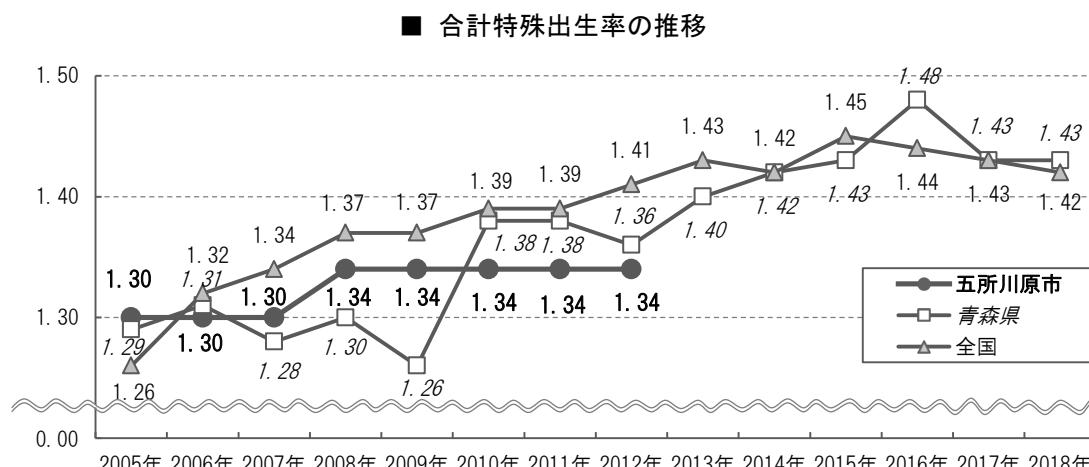
さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2009（平成21）年から2019（平成31）年にかけていずれの年齢も100人前後減少し、全体では674人（26.7%減）減少しています。このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、2005（平成17）年では全国・県を上回るものの、2010（平成22）年から2012（平成24）年では全国・県を下回った水準で推移しています。



※全国・青森県は各年単位の合計特殊出生率、五所川原市は5年間の平均値です。

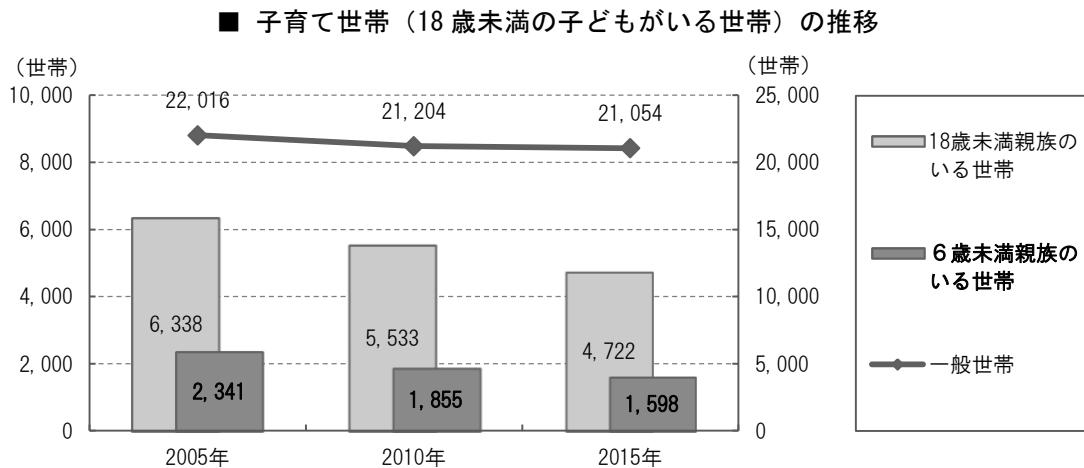
※2013年以降の市の数値は公表されていません。

資料：青森県の人口動態統計

2 子育て家庭の状況

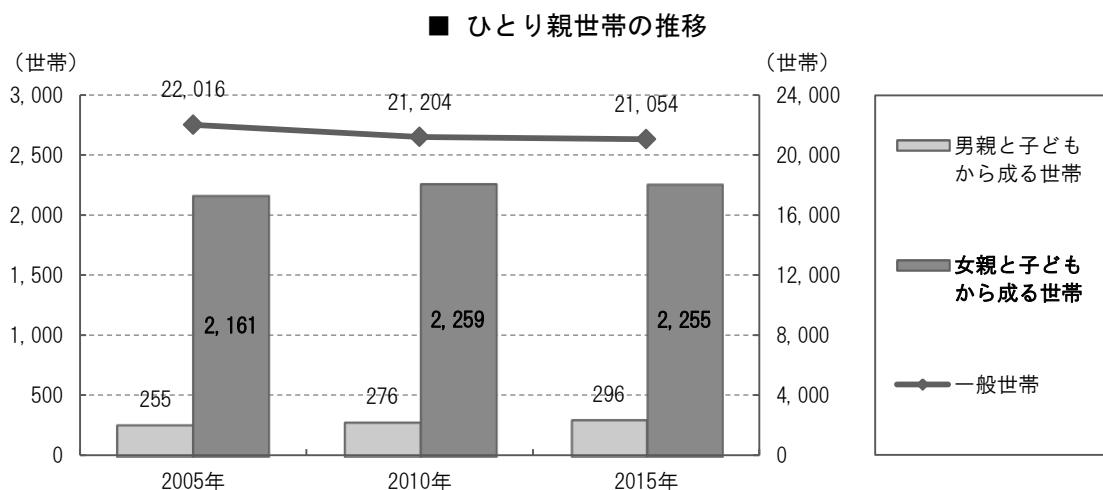
(1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯ともに減少しています。



資料：国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯はほぼ横ばい、女親と子どもから成る世帯は増加しています。



資料：国勢調査

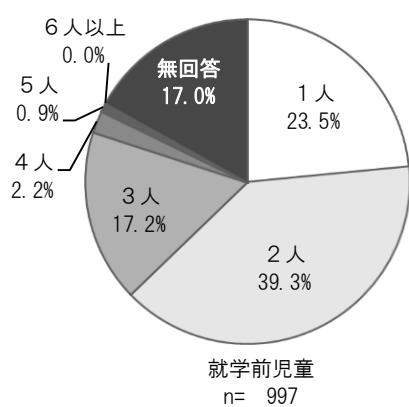
(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯では「2人」、「1人」、「3人」の順、小学生の世帯では「2人」、「3人」、「1人」の順となり、「2人」以上の世帯の割合は、就学前児童で60.6%、小学生で76.6%と小学生の世帯が16.0ポイント高くなっています。

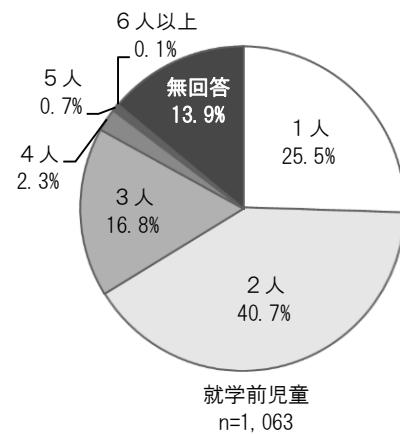
前回調査（H25）と比較すると、就学前児童・小学生ともに、子育て世帯の子どもの人数は5年間で大きな変化はない状況です。

■ 子育て世帯の子ども人数

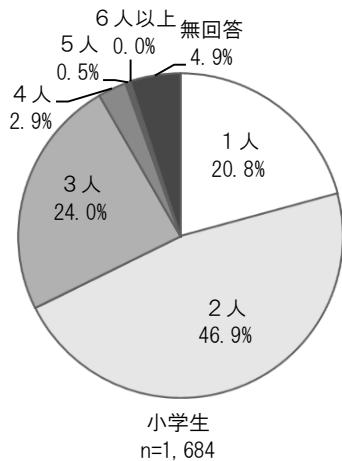
《H25 調査（就学前児童）》



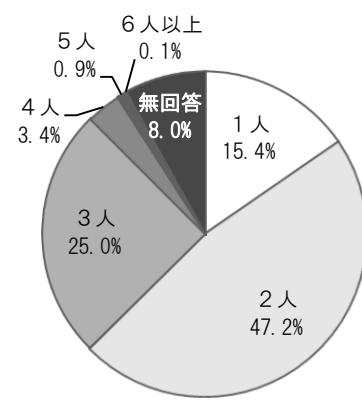
《H30 調査（就学前児童）》



《H25 調査（小学生）》



《H30 調査（小学生）》

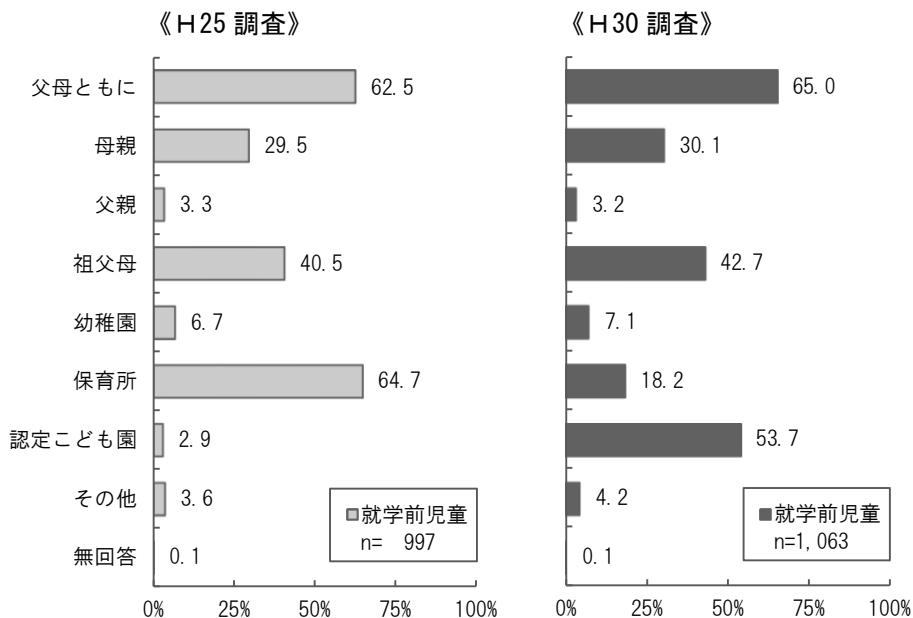


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「父母ともに」（65.0%）の割合が最も高く、次いで「認定こども園」（53.7%）、「祖父母」（42.7%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「保育所」は64.7%から18.2%と46.5ポイント低くなり、一方、「認定こども園」は2.9%から53.7%と50.8ポイント高くなっています。

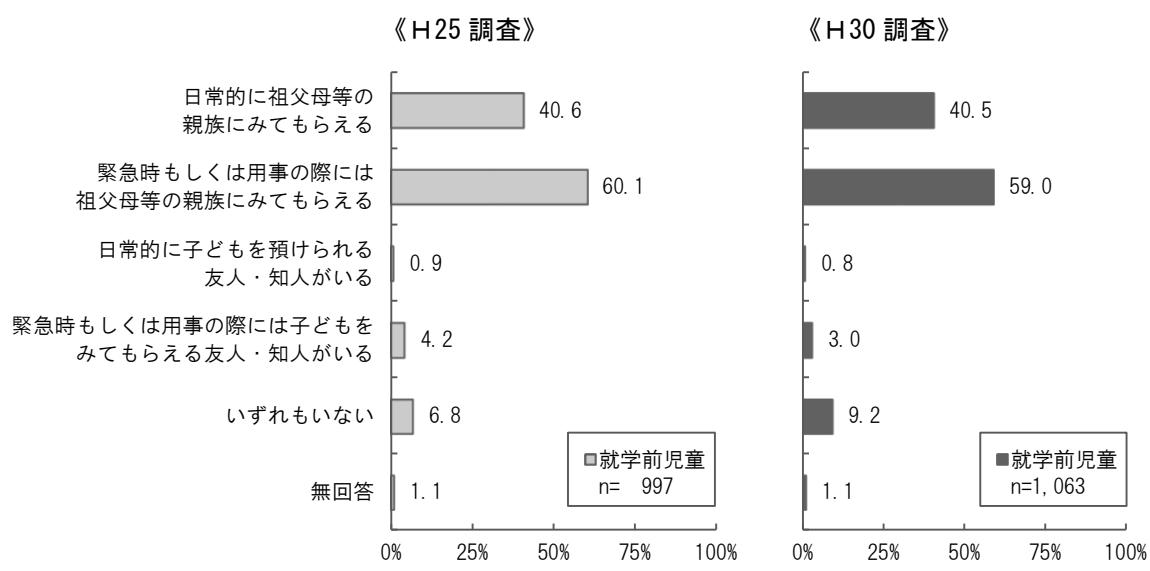
■ 日常的に子育てに関わっている方



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

主な親族等協力者が「いずれもいない」と回答した割合は、前回調査（H25）の6.8%から今回調査（H30）は9.2%と2.4ポイント高くなっています。

■ 主な親族等協力者の状況



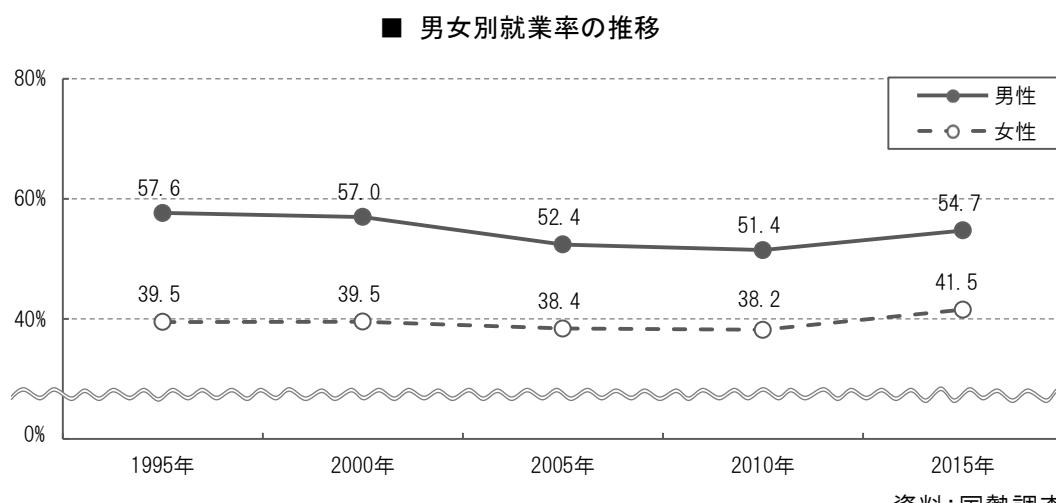
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

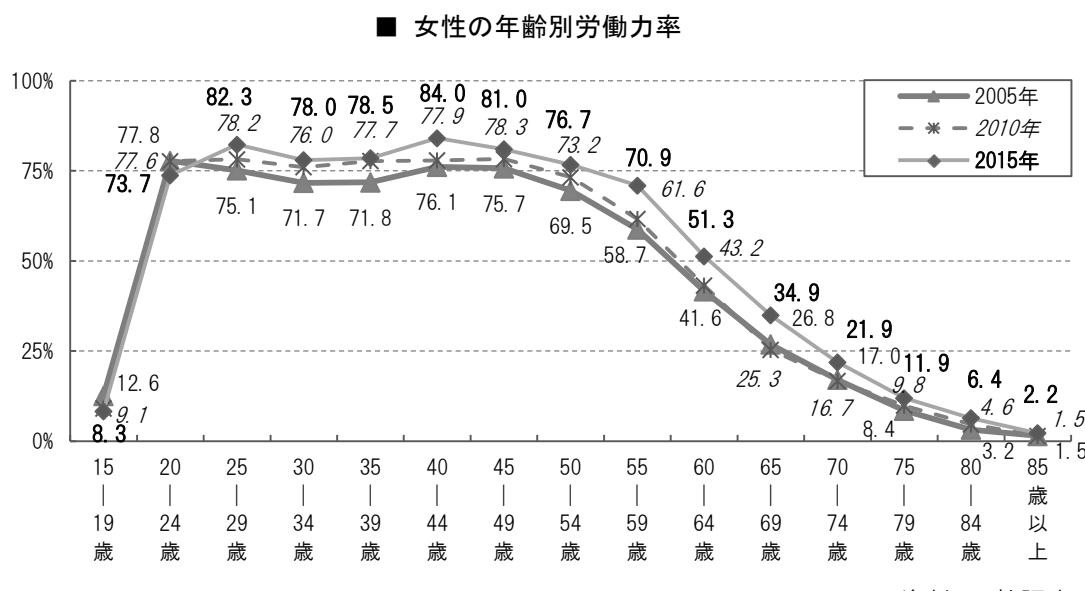
(1) 本市の就業率

本市の15歳以上の就業率をみると、2010（平成22）年まで男性の就業率は低下、女性はほぼ横ばい状況です。その後、2015（平成27）年には男女ともに上昇しています。就業率が上がっている要因として、65歳以上の就業者が男女ともに増加していることに加え、65歳未満の女性の就業率が上昇していることが考えられます。



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、2005（平成17年）年では20～24歳と40～44歳をダブルピークとしていました。しかし10年後の2015（平成27）年のダブルピークは25～29歳と40～44歳となり、結婚前のピークは5歳遅くなっています。また、25歳以上の就業率は2005（平成17年）年、2010（平成22年）年に比べ高くなっています。



資料：国勢調査

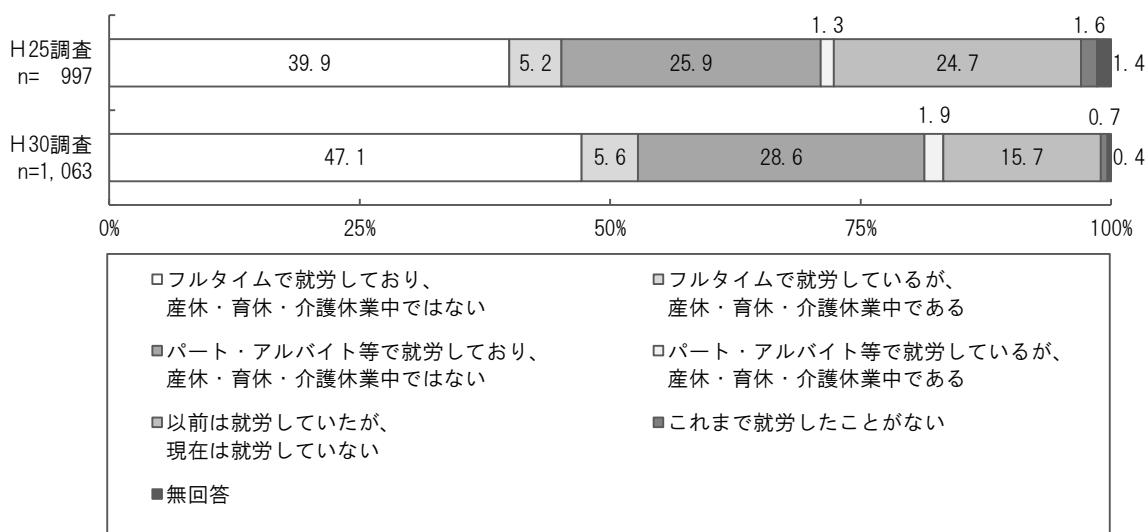
(2) 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童で83.2%、小学生で85.6%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で7.5%、小学生では1.6%となっています。

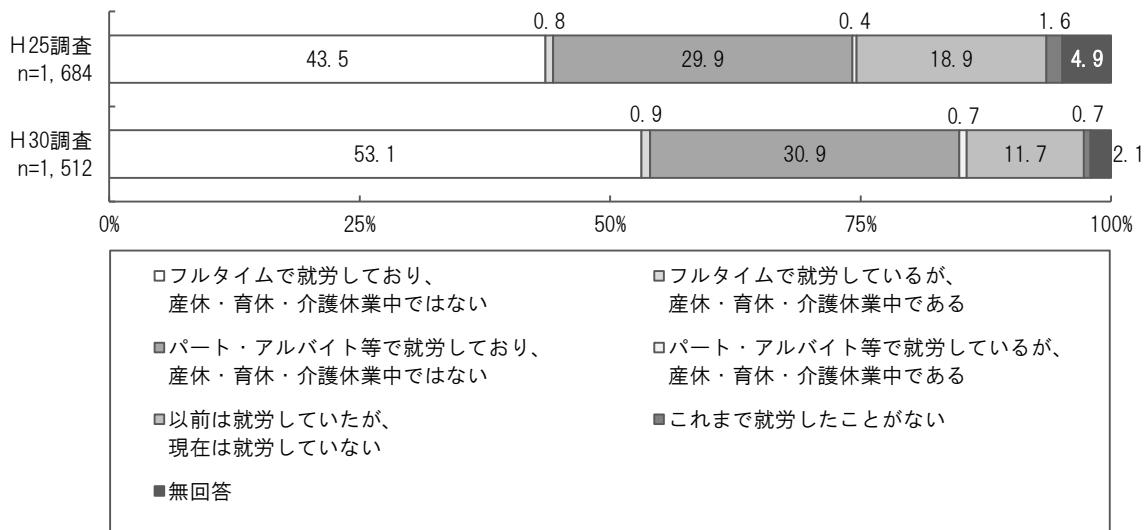
前回調査(H25)と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では10.9ポイント、小学生では11.0ポイント高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合も就学前児童では1.0ポイント高くなっています。

■ 母親の就労状況

就学前児童



小学生



資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

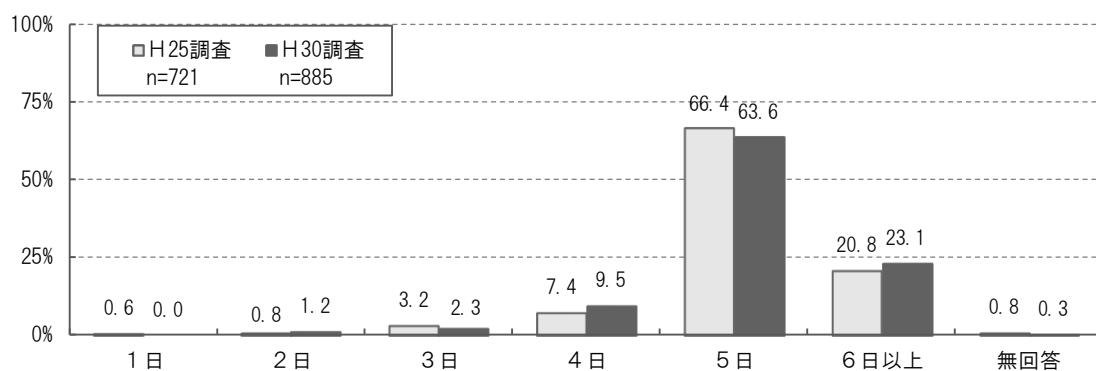


母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(63.6%・68.6%)の割合が最も高くなっています。

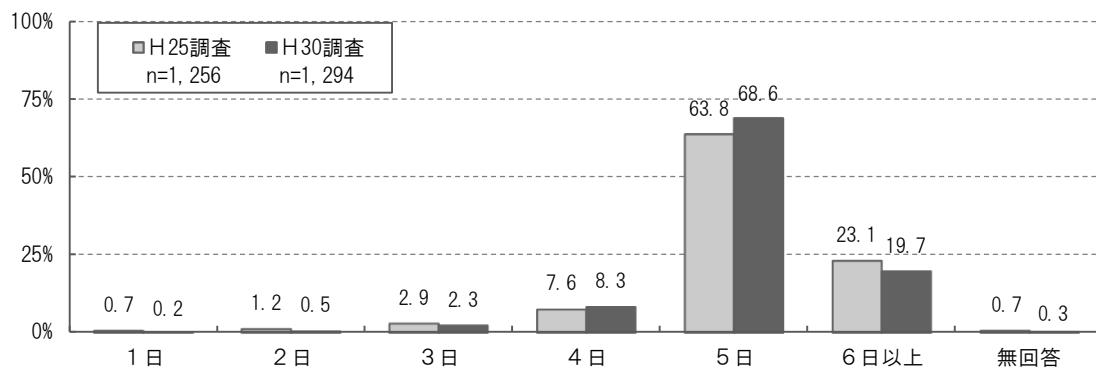
前回調査(H25)と比較すると、就学前児童では週に「5日」働いている母親の割合は2.8ポイント低くなっているものの、「6日以上」では2.3ポイント高くなっていることから、休日保育事業の整備の必要性がうかがえます。

■ 母親の就労日数（1週当たり）

就学前児童



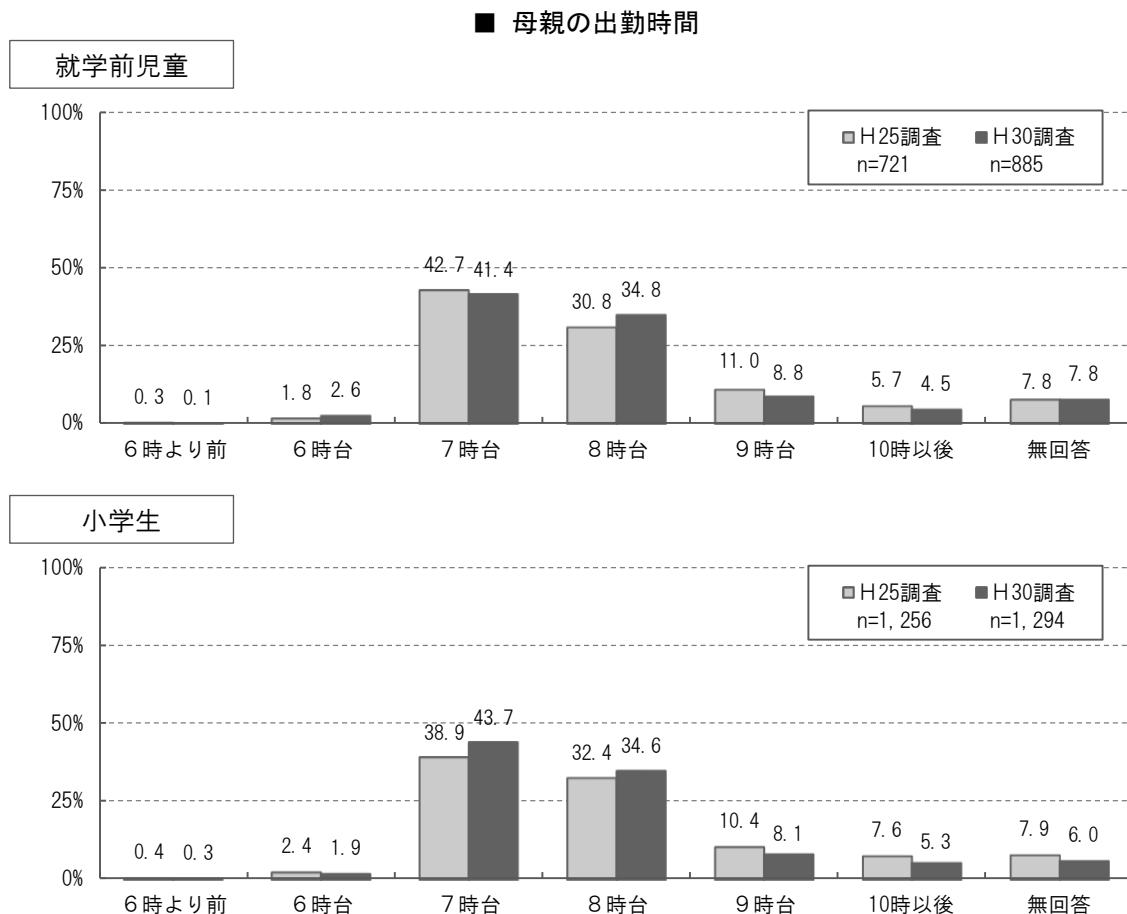
小学生



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間は、就学前児童・小学生ともに「7時台」（41.4%・43.7%）、の割合が最も高く、次いで「8時台」（34.8%・34.6%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、同様に就学前児童・小学生ともに「7時台」、「8時台」に出勤する母親の割合が高くなっています。

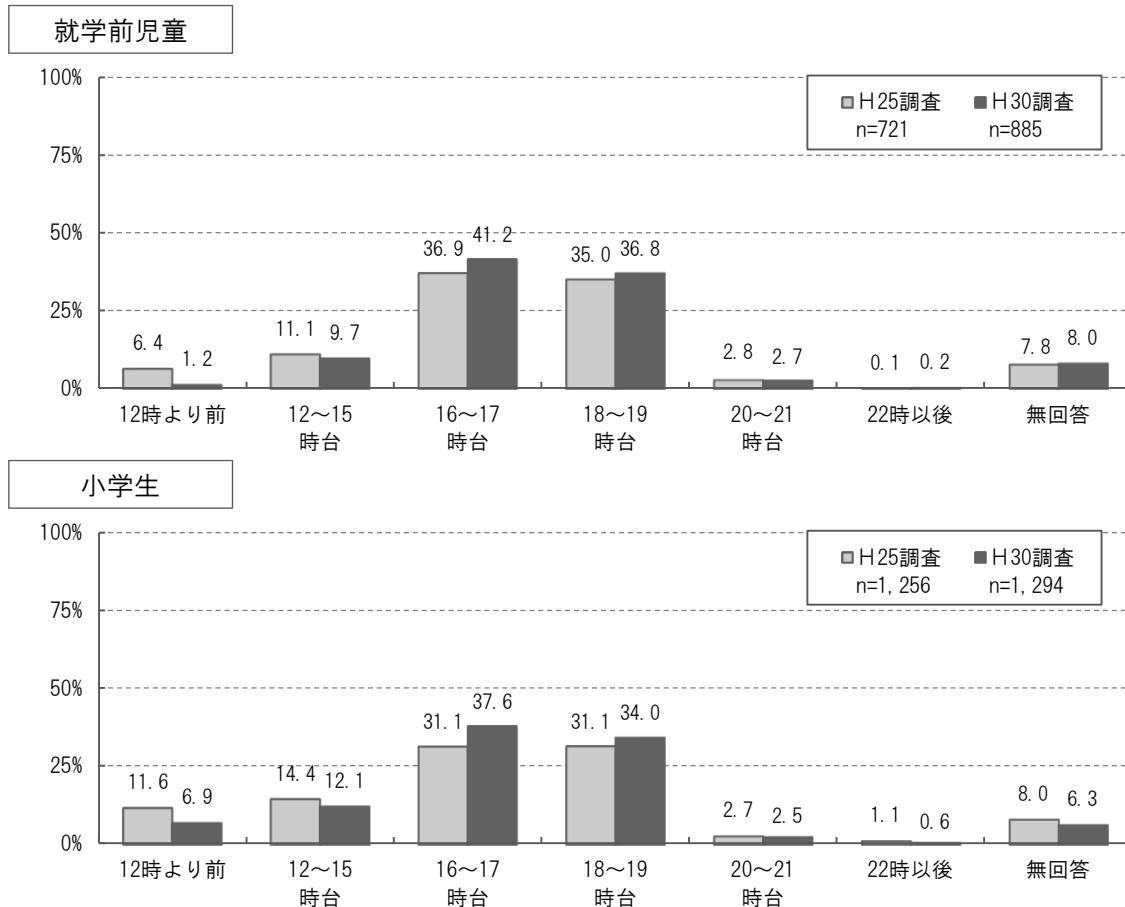


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「16～17時台」(41.2%・37.6%)、の割合が最も高く、次いで「18～19時台」(36.8%・34.0%)となっています。

前回調査(H25)と比較すると、大きな変化はないものの、今回調査(H30)では就学前児童・小学生ともに「16～19時台」に帰宅する母親の割合はやや高くなっています。

■ 母親の帰宅時間



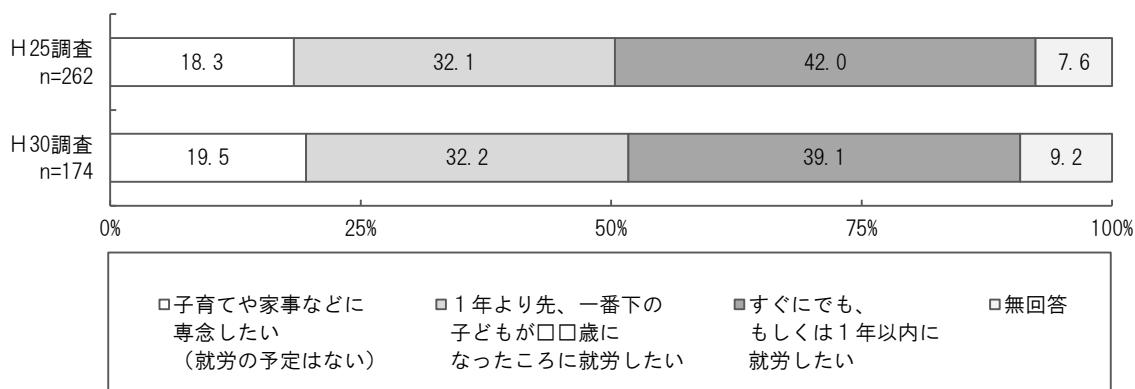
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童と小学生ともに「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（39.1%・49.2%）の割合が最も高くなっています。

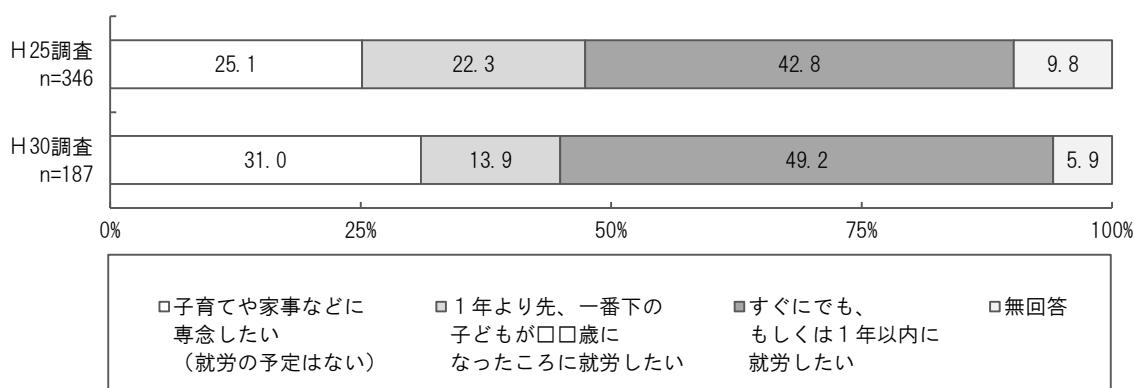
前回調査（H25）と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」母親は、就学前児童では2.9ポイント低く、小学生では6.4ポイント高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向

就学前児童



小学生



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



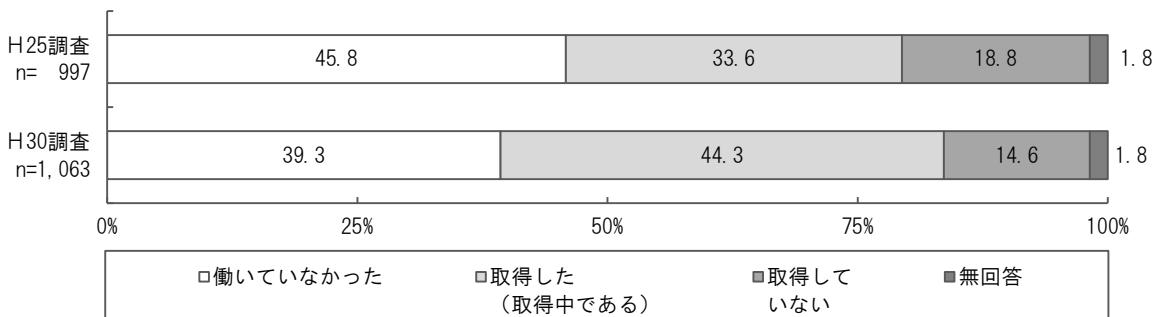
(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は44.3%、一方、父親は1.9%となっています。

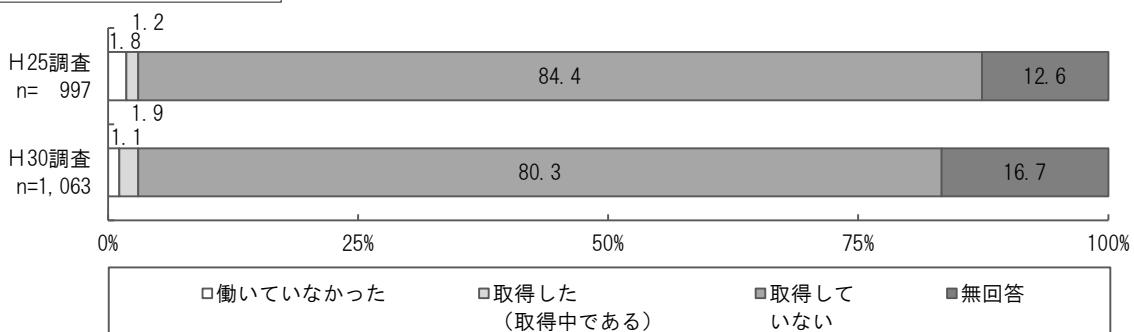
前回調査（H25）との比較をみると、「取得した（取得中である）」母親は10.7ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況

就学前児童（母親）



就学前児童（父親）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

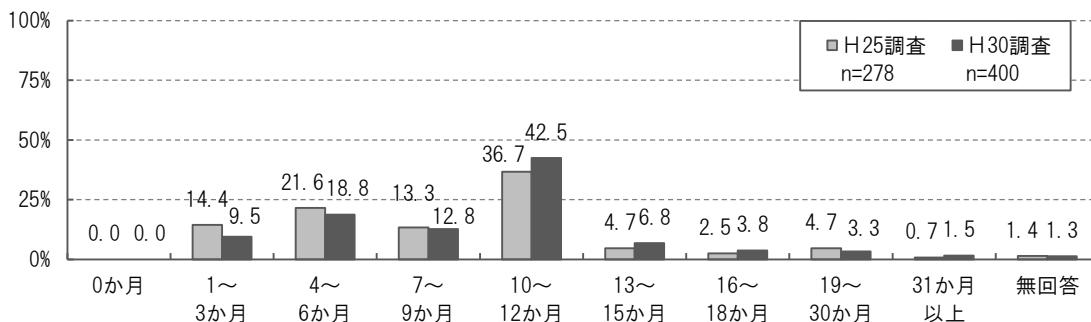
母親が育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢をみると、「10～12か月」（42.5%）の割合が最も高く、次いで「4～6か月」（18.8%）、「7～9か月」（12.8%）となっています。

前回調査（H25）との比較をみると、「1～9か月」では前回の割合を下回るもの、 「10～18か月」では上回っていることから、育児休業の取得期間が長くなっている現状がうかがえます。



■ 育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢

就学前児童（母親）

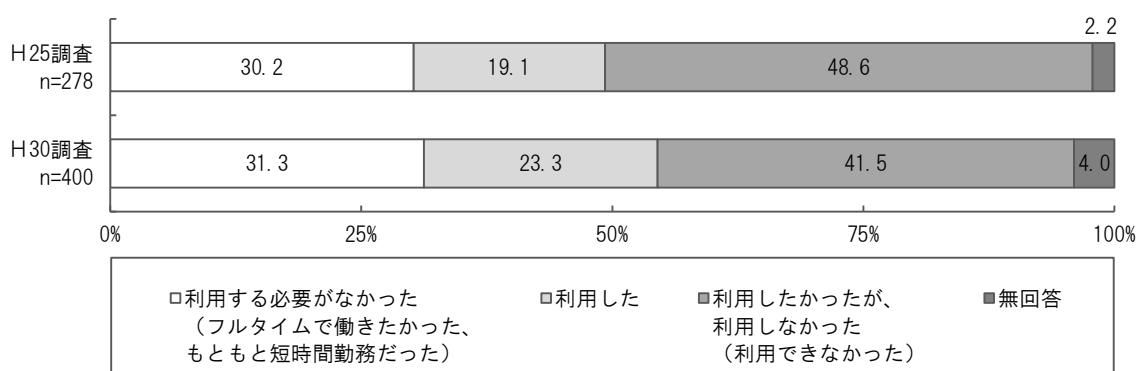


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は23.3%となり、前回調査と比較すると、4.2ポイント高くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況

就学前児童（母親）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

（1）定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は82.9%となっています。利用している教育・保育事業は、「認定こども園」(70.7%)の割合が最も高く、次いで「認可保育所」(19.9%)、「幼稚園」(7.9%)となっています。

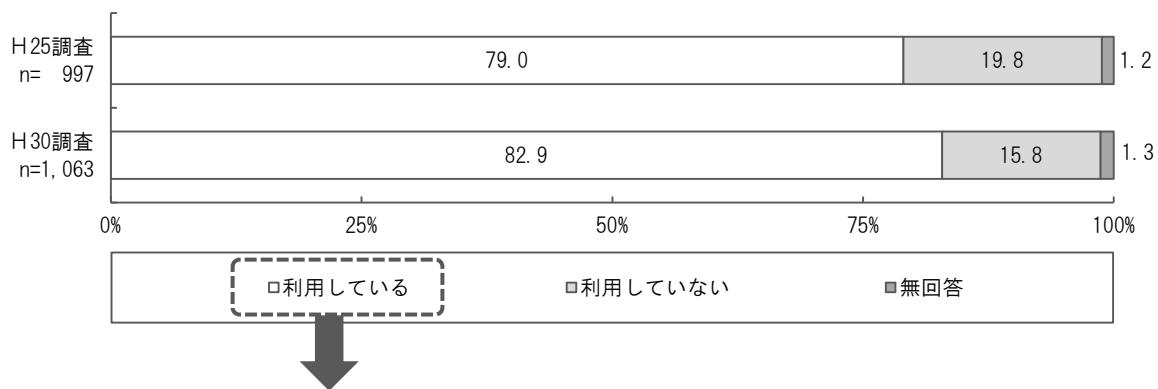
また、実際の利用と利用希望との差をみると、「幼稚園」で12.2ポイント、「幼稚園の預かり保育」で8.1ポイント、「認可保育所」で6.0ポイント、「認定こども園」で5.6ポイントと、いずれも希望が高い状況です。

前回調査(H25)との比較をみると、定期的な教育・保育事業の利用割合は3.9ポイント高

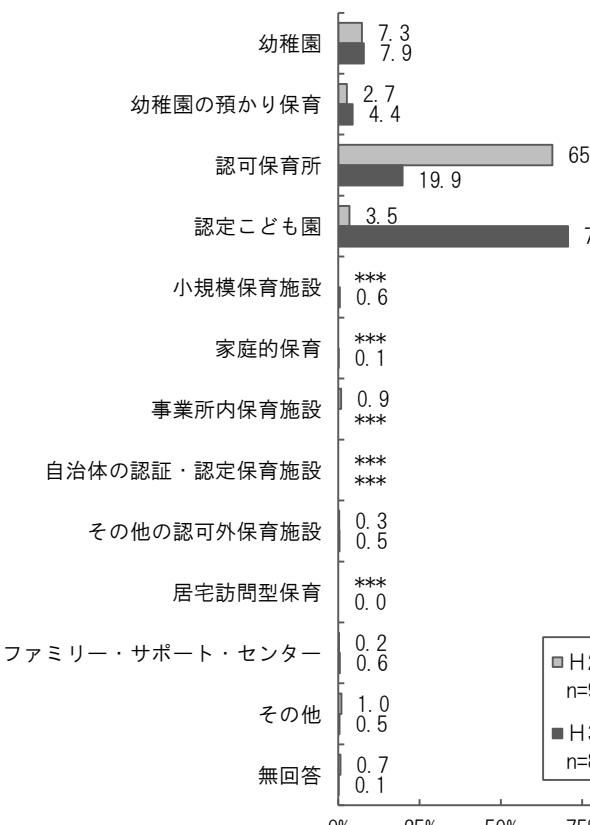
くなっています。また、利用している教育・保育事業は「認可保育所」から「認定こども園」に移行しています。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

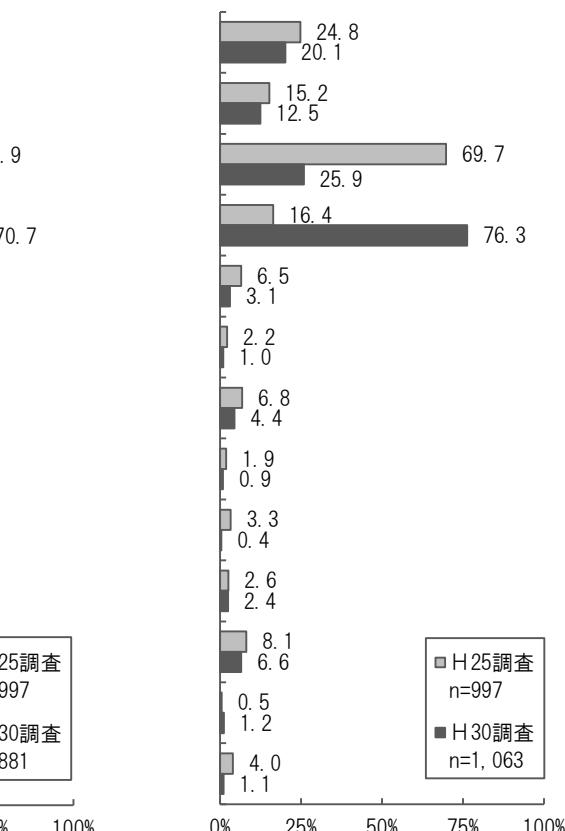
就学前児童



■ 利用している定期的な教育・保育事業



■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業



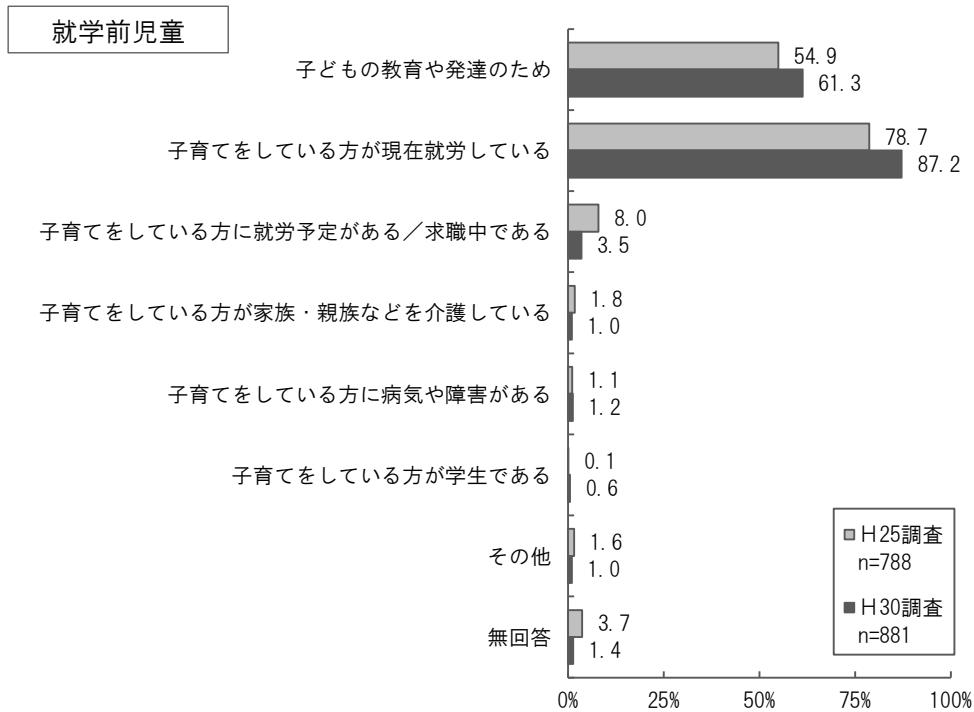
資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(87.2%)の割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(61.3%)となっています。

前回調査(H25)との比較をみると、「子育てをしている方が現在就労している」の割合は、8.5ポイント高くなっています。

■ 平日に教育・保育事業を利用している理由



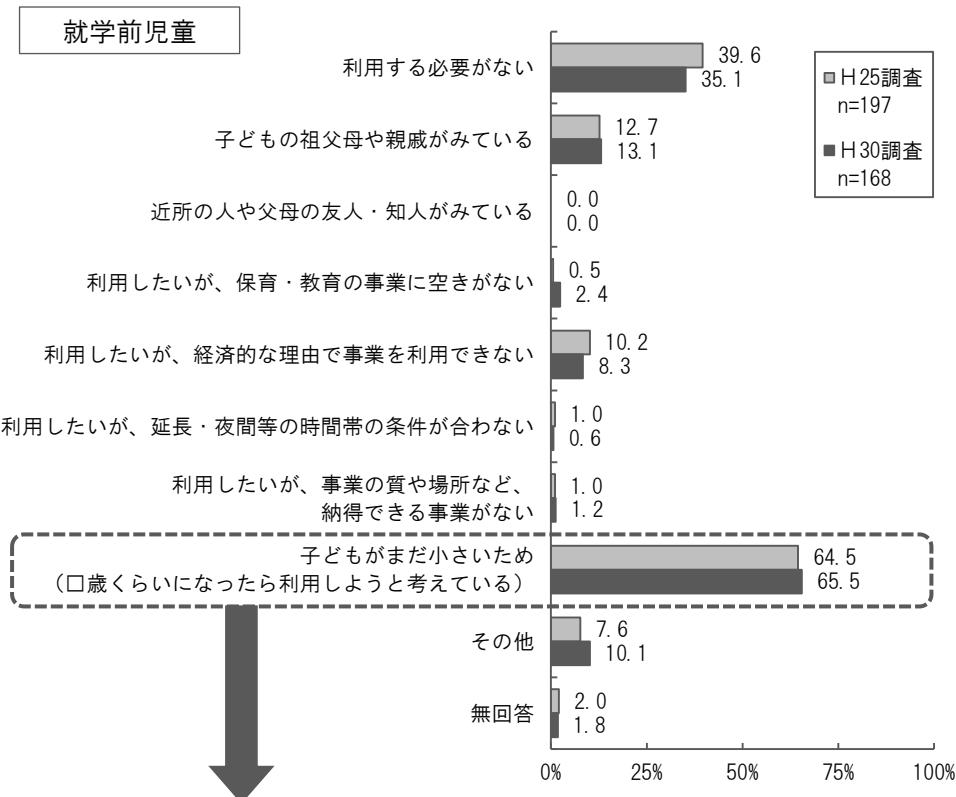
資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



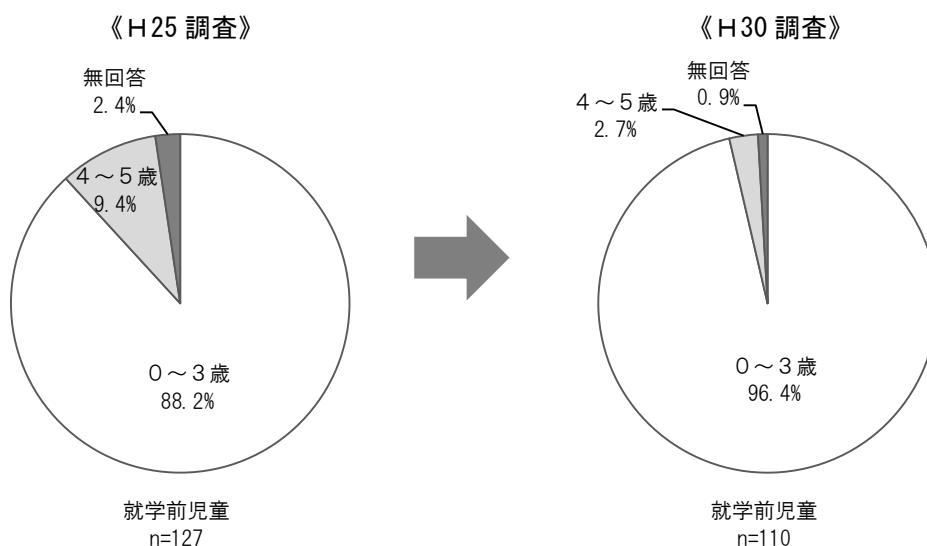
利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」（65.5%）、「利用する必要がない」（35.1%）の割合が高くなっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち大半は、「3歳」までに利用しようと考えています。

前回調査（H25）との比較をみると、「利用する必要がない」方は4.5ポイント、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」方は1.9ポイント低くなっています。

■ 教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 施策の進捗評価

前計画である子ども・子育て支援事業計画は、7つの基本目標と26の推進施策並びに95の具体的な事業により構成され、その結果として「目標達成」は37施策(38.9%)、「充実(目標に向かって推進・改善)」は35施策(36.8%)、「現状維持」は15施策(15.8%)、「停滞」は1施策(1.1%)、「未実施」は4施策(4.2%)、「評価できず」は3施策(3.2%)という進捗評価となりました。

基本目標別に「目標達成」の事業と「充実」の事業を合わせた割合をみると、基本目標2「母親及び乳幼児等の健康の増進」、基本目標5「職業生活と家庭生活との両立の推進」(各100.0%)が最も高く、次いで基本目標7「要保護児童へのきめ細やかな対応」(93.8%)、基本目標1「地域における子育ての支援」(90.9%)の順となっています。一方、割合が最も低いのは、基本目標6「子ども等の安全の確保」(16.7%)となっています。

また、「未実施」や「停滞」している施策の種類をみると、以下のようない評価結果となっています。

基本目標1「地域における子育ての支援」では、施策(2)「保育サービスの充実」の中の「一時保育促進事業の推進」が未実施となっています。

基本目標3「子どもの教育環境の整備」では、施策(3)「家庭や地域の教育力の向上」の中の「家庭や企業、学校を訪問し、様々な状況にある親への支援の工夫」、「情報誌を活用しながら家庭教育に関する周知・情報提供」が未実施となっています。

基本目標6「子ども等の安全の確保」では、施策(2)「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」の中の「『子ども110番の家』活動への支援」が停滞となっています。

基本目標7「要保護児童へのきめ細やかな対応」では、施策(2)「母子家庭等の自立支援の推進」の中の「母子・父子自立支援員の配置」が未実施となっています。

■ 第1期計画における施策の進捗評価

施策名	施策数	目標達成	充実	現状維持	停滞	未実施	評価できず
計画全体	95	37	35	15	1	4	3
基本目標1 地域における子育ての支援	22	1	19	1	0	1	0
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	9	1	7	1	0	0	0
(2) 保育サービスの充実	7	0	6	0	0	1	0
(3) 子育て支援のネットワークづくり	3	0	3	0	0	0	0
(4) 子どもの健全育成	2	0	2	0	0	0	0
(5) 世代間交流の促進	1	0	1	0	0	0	0

施策名	施策数	目標達成	充実	現状維持	停滞	未実施	評価できず
基本目標2 母親及び乳幼児等の健康の増進	17	17	0	0	0	0	0
(1) 子どもや母親の健康の確保	8	8	0	0	0	0	0
(2) 食育の推進	3	3	0	0	0	0	0
(3) 思春期保健対策の充実	1	1	0	0	0	0	0
(4) 小児医療の充実	5	5	0	0	0	0	0
基本目標3 子どもの教育環境の整備	19	7	4	5	0	2	1
(1) 次代の親の育成	2	0	0	2	0	0	0
(2) 学校教育環境の整備	10	7	3	0	0	0	0
(3) 家庭や地域の教育力の向上	6	0	1	3	0	2	0
(4) 有害環境対策の推進	1	0	0	0	0	0	1
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	11	2	2	7	0	0	0
(1) 良質な住宅の確保	2	1	0	1	0	0	0
(2) 良好な居住環境の確保	2	0	0	2	0	0	0
(3) 安全な道路交通環境の整備	1	0	0	1	0	0	0
(4) 安心して外出できる環境の整備	4	1	1	2	0	0	0
(5) 安心・安全まちづくりの推進	2	0	1	1	0	0	0
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	4	0	4	0	0	0	0
(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	1	0	1	0	0	0	0
(2) 仕事と子育ての両立の推進	3	0	3	0	0	0	0
基本目標6 子ども等の安全の確保	6	0	1	2	1	0	2
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3	0	0	1	0	0	2
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るために活動の推進	3	0	1	1	1	0	0
(3) 被害に遭った子どもの心をケアする体制の充実	0	0	0	0	0	0	0
基本目標7 要保護児童へのきめ細やかな対応	16	10	5	0	0	1	0
(1) 児童虐待防止対策の充実	1	0	1	0	0	0	0
(2) 母子家庭等の自立支援の推進	1	0	0	0	0	1	0
(3) 障がい児施策の充実	14	10	4	0	0	0	0

※各推進施策の具体的な施策内容は、第4章「子ども子育ての施策展開」(39頁以降)を参照してください。

6 本市における子育て支援に関する課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第1期計画の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は82.9%、利用していない保護者は15.8%となっています。また、母親の就労割合をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせると、就学前児童保護者が83.2%、小学生保護者が85.6%となっています。平成25年度の前回調査と比較すると、就労している母親の割合は就学前児童で10.9^{ポイント}、小学生でも11.0^{ポイント}高くなっています。幼児教育・保育の無償化の影響も考慮し、利用増加を見込んだ教育・保育事業量の確保が必要となります。ニーズに対応した教育・保育事業になるよう、環境整備、質の向上に努めていくことが必要です。

課題2 周囲の援助が得られなかったり、相談先がない家庭が一定以上存在

就学前児童の子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的に子どもを見ててくれる親族・知人の有無で、「いずれもいない」の回答が9.2%いるとともに、気軽に相談できる相手が「いない／ない」の回答が3.8%おり、孤立する可能性のある家庭が数は少ないものの一定程度いることが伺えます。子育て世代包括支援センターや各相談窓口の連携をはかり、包括的な相談体制を整備していく必要があります。

課題3 子育て支援事業等における周知や利用促進の取組

子育て支援事業の周知度を見ると、「保健センターの情報・相談事業」(52.7%)、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」(51.1%)となる一方、「五所川原市発行の子育て支援情報誌」(29.7%)、「家庭教育に関する学級・講座」(19.2%)と低い状況です。また、今後の利用希望が高い事業は、「五所川原市発行の子育て支援情報誌」(42.2%)、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」(40.4%)が上位に上がっているため、必要な情報が利用者へ届くよう、事業への周知の推進や、利用促進に向けた取組が必要になります。

課題4 放課後児童クラブの充実

放課後の過ごし方において、「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると小学校低学年の期間の利用希望は就学前児童保護者で60.0%、小学生保護者で64.0%を希望しており、高学年になっても就学前児童保護者で36.1%、小学生保護者で25.2%と希望があり、子どもの放課後の安全な過ごし方という点で、放課後児童クラブは一定の役割を担っています。今後も子どもの成長につながる事業として子どもの年齢が



上がるにつれ変化する保護者のニーズに対応しながら、よりよい事業内容への改善、運営整備を図っていくことが求められます。

課題5 ワーク・ライフ・バランスの啓発

就学前児童保護者の「育児休業給付」(53.0%)、「保険料免除」(31.0%)という認知状況下において、お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得または取得中の母親は73.0%、父親は1.9%の状況です。また、平成25年度の前回調査と比較すると、母親は11.0ポイント増加し、父親は0.7ポイントの微増に留まっています。職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は23.3%、父親は5.6%なっており、利用しなかった理由としては、「職場に取りにいく雰囲気があった」「仕事が忙しかった」の順にあげています。

以上の結果から、雇用及び経済面において、安心して出産・育児が出来る職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、希望した育児休業期間満了時から教育・保育事業を利用したい保護者が、不安なく利用できる事業体制・運営となるようにさらなる改善をしていく必要があります。母親の育児休業の取得割合は高くなっているものの、父親の取得割合は現状維持の状況のため、父親の育児休業取得率の向上を目指し、育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境の整備、父親の育児参加の促進を図る必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市は、「夢と志をもち、発展する郷土」「郷土に誇りをもち、文化のかおるまち」「学びを続け、健やかで潤いのあるまち」「自然を大切にし、美しく住みよいまち」「きまりを守り、互いに助け合い安全なまち」をつくることを目指し、すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力あるまちづくりを進めています。

生まれてくる子どもたちが、家庭や地域で心から祝福され、すべての市民が子育てに喜びを感じる生活を送ることができるまちづくりを目指すとともに、結婚や出産、仕事に夢や希望を持ちながら、楽しく安心して生活できる地域社会を目指していきます。

加えて、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進するために、第1期計画の基本理念を継承します。

《基本理念》



～市に生まれ育つ全ての子どもたちと
その家族の幸せのために～

こころ豊かに安心して暮らせるまちづくり

2 施策の基本目標

本計画では基本理念を実現するために、以下の8項目を基本目標として共生社会を目指すことを意識し、子ども・子育て支援に係る施策を総合的に展開します。

基本目標1 結婚・出産に対する支援の充実

結婚を希望する男女が安心して結婚し、子どもを産み育てていきたいという希望をかなえ、本市に住み続けていけるまちづくりを推進します。

基本目標2 母親及び乳幼児等の健康の増進

母子保健は、人の一生を通じた健康づくりの出発点であり、次世代を担う子どもを安心して生み、心豊かに育てるための基盤となるものです。

妊娠・出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊娠初期からの健康管理・指導を強化し、安心して、そして心豊かに、妊娠・出産・子育てができる取組を推進します。

基本目標3 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考え、すべての人が心豊かに安心して子育てができるよう、地域における様々な子ども・子育て支援事業等の充実を図ります。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成促進など、地域資源等を活用した取組を推進します。

基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直し等が必要です。

国・県・関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立を支援する法律等の広報・啓発活動を推進します。

基本目標5 要保護児童へのきめ細やかな対応

児童虐待及び配偶者暴力防止対策の充実、母子家庭等の自立支援、障がい児対策の充実等を通じて、何らかの支援を必要とする児童に対して、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。



基本目標6 子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもを取り巻く環境の実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援強化の取組を推進するとともに、子どもを生み育てることの喜びを実感できる環境の整備を推進します。

基本目標7 子ども等の安全の確保

地域の核家族化や都市化の進行等により、子どもを取り巻く生活環境の悪化が危惧されています。

子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、関係機関等と連携した活動を推進します。

基本目標8 子育てを支援する生活環境の整備

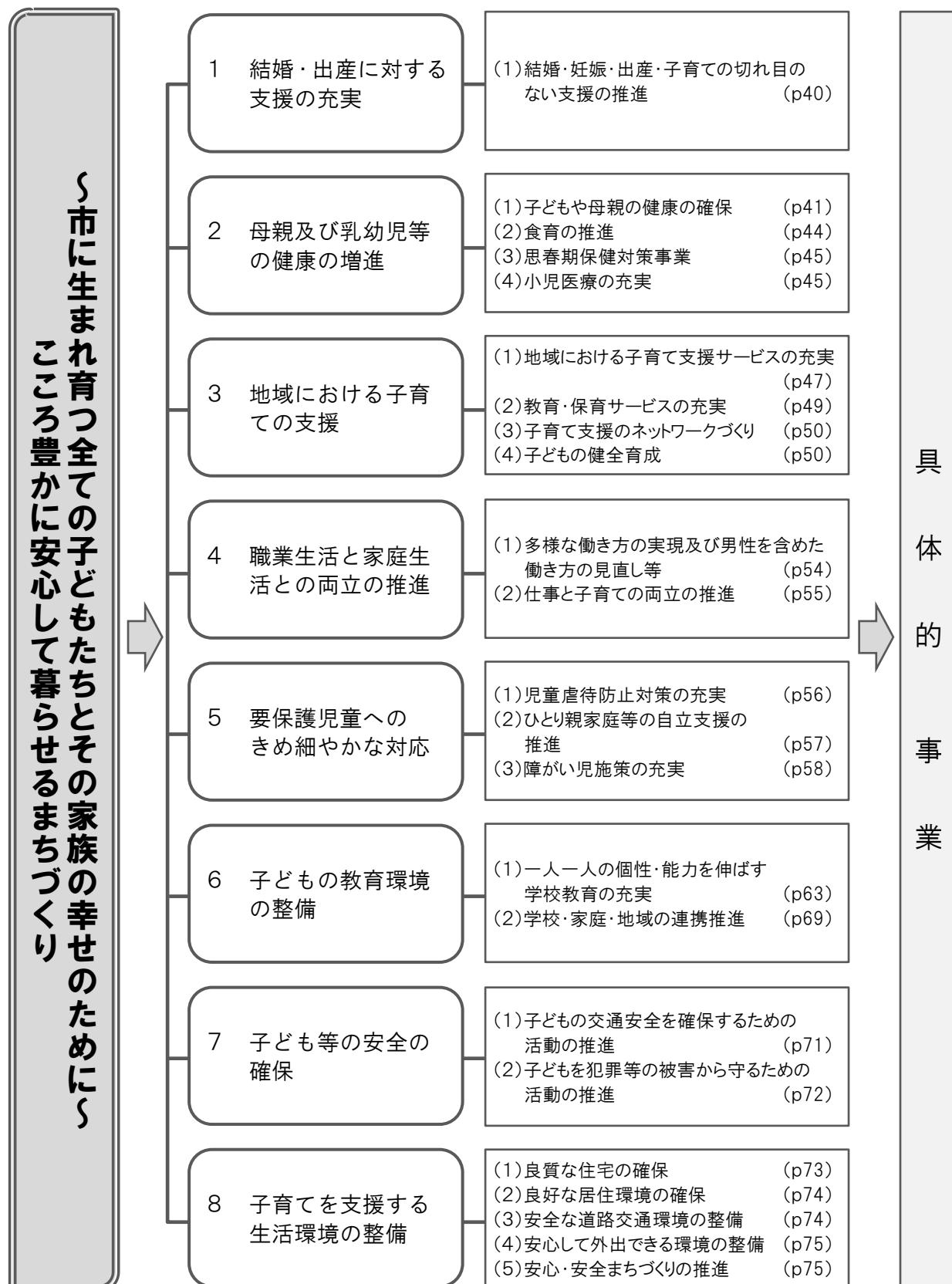
子どもとその保護者等が、安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や、外出しやすい環境づくりなど、子育てに過重な負担の掛からない総合的なまちづくりを推進します。

3 施策の体系図

《基本理念》

《基本目標》

《推進施策》





第4章 子ども子育ての施策展開



第4章 子ども子育ての施策展開

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、2015（平成27）年4月から適用され、本計画においてもこの指針に即して策定しています。市町村は、指針に即して地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに計画を策定できるとされています。このため、前期計画（第1期計画）に係る必要な見直しを2019（令和元）年度まで行った上で2020（令和2）年度から2024（令和6）年度を期間とする後期計画（本計画）の策定が望ましいとされています。

今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、本市は現状の課題や今後の施策の方向性を踏まえて第1期計画で改訂が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 2016（平成28）年以降の累次の児童福祉法等の改正「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づいた、策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センター・産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実



基本目標 1 結婚・出産に対する支援の充実

現状と課題等

全国的に少子高齢化が進行しており、その要因として未婚化・晩婚化と併せ、子育てにかかる精神的・経済的負担感の増大が挙げられており、子育て家庭の負担軽減に向けた支援の充実が求められています。

結婚したい男女の結婚に対する意識を把握しながら、出会いの場づくりを創出する等、県や五所川原圏域定住自立圏の市町と連携を図ります。

また、安心して子どもを産み育てるためには、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援が必要であることから、ニーズに対応したきめ細かい支援に取り組みます。

推進施策の展開

推進施策（1）結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進

施策① ごしょがわら縁結びサポート事業

結婚に関する男女の希望を実現するため、ごしょがわら縁結びサポートセンターを継続し適切な出会いの機会の創出等を支援していきます。

これまでの取組	担当課
圏域で実施するイベントやセミナーを圏域市町が相互に情報発信することにより、男女のマッチングを図るとともに会員数の増加を図っている。 【2018（平成30）年度実績：マッチング件数17件 連絡先交換件数9件】	子育て支援課

施策② 子育て世代包括支援センター事業

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のため、「五所川原市子育て世代包括支援センター」を健康推進課内に設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談窓口として、保健師・助産師等が相談に応じます。

これまでの取組	担当課
2019（令和元）年度から、健康推進課内に妊娠・出産・子育てについてのワンストップ相談窓口として「子育て世代包括支援センター」を設置し、「子育てステーション“すてっぷ”」と連携しながら保健師等が支援している。	健康推進課

基本目標2 母親及び乳幼児等の健康の増進

現状と課題等

近年は、女性の社会進出や晩婚化等による少子化の進行、核家族化や都市化の進行によるライフスタイルの変化など、母子を取り巻く環境は著しく変化しています。本市においても、合計特殊出生率が全国平均、県平均より減少傾向にあり、また、核家族化が進んできています。

妊婦の喫煙、家族からの受動喫煙、飲酒等が身体的・精神的に健康に及ぼす害は大きな問題です。妊婦面接時の相談内容にも、育児不安や、経済面での不安、孤立を感じる母親が増加傾向にあり、子育て機能の低下が考えられます。

これらのことから、子育て世代包括支援センターの相談機能を一層充実させ産後ケアの拡充も視野に入れながら、育児情報の交換や仲間づくりの場の提供など育児不安の軽減や虐待予防、事故防止の啓発に努めていくことが、今後更に重要となってきます。

推進施策の展開

推進施策（1）子どもや母親の健康の確保

- 核家族化の進展などによる社会環境の変化は、妊娠・出産・子育て不安を深刻化させており、母性並びに乳幼児の健康の確保が必要となっています。
- このため、妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図り、母性の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めています。
- さらに、妊娠・出産・子育てについての情報の提供・子どもの事故防止など、親になってからも必要な知識を習得する学習機会の提供を図っていきます。地域で身近な相談相手である保健協力員（母子保健推進員）の資質の向上を図り、子育て支援を進めています。

施策① 母子健康手帳の交付及び妊婦保健指導

市は、妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳を交付し、妊婦保健指導を行っています。

妊娠に対する思いを確認し、妊婦が元気な子を産みたいという気持ちで出産に望むことができるよう支援していきます。

これまでの取組	担当課
母子健康手帳の交付、保健師による妊婦保健指導を全数行い、妊娠に対する不安や悩みを軽減し、安心して元気な子を出産できるよう支援している。	健康推進課



施策② 妊婦委託健康診査事業

妊娠委託健康診査受診票を交付し、適切な時期に健康診査を受診し、健康管理に努めるよう医療機関に委託し実施しています。

これまでの取組	担当課
妊娠 1 名につき 14 回の妊娠委託健康診査受診票を交付し、妊娠中の健康管理に努めるよう、医療機関に委託し実施している。また、多胎妊娠の場合は、前述に加え最大 7 回基本的な妊娠健康診査を実施している。	健康推進課

施策③ こにちは赤ちゃん訪問事業

生活環境・健康上訪問指導が必要な妊娠や初産婦、育児不安がある経産婦及び新生児を含む 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、保健師等が家庭訪問し、母子の健康管理の徹底を図り育児不安をやわらげ、家庭内の育児が円滑に行われるよう支援していきます。

これまでの取組	担当課
市内の乳児（生後 4 か月まで）のいる家庭を、保健師または助産師が全戸訪問を行っている。	健康推進課

施策④ 乳児委託健康診査事業

乳児を対象に乳児委託健康診査受診票を交付しています。

乳児健診を医療機関に委託して実施することにより、乳児の健康保持・増進を図ります。

これまでの取組	担当課
乳児を対象に乳児委託健康診査受診票を交付し、乳児の健康保持・増進を図っている。	健康推進課

施策⑤ 乳幼児健康診査事業

4 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査、精神発達精密健康診査を保健センターで実施しています。

疾病や心身障がいの早期発見、早期治療・早期療育を促すとともに、心身・運動・言語の発達確認を行います。

乳児期からの栄養相談・保健指導、虫歯の予防、事故防止、生活習慣の確立などの育児支援を行い、親の育児不安の軽減及び解消に努め、乳幼児の健全な発育・発達を促し、保護者の育児交流や情報共有の場になるよう努めています。

さらに、保健協力員（母子保健推進員）が健診事業に協力し、子どもとの遊び方や育児についての相談相手として子育てを支援していきます。

健診未受診児には、早期に保護者または関係機関からの状況把握に努めます。



これまでの取組	担当課
4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、高い受診率で対象児の心身、運動、言語などの発達確認を行い、疾病や心身障がいの早期発見、早期治療、早期療育につないでいる。	健康推進課

施策⑥ 母子相談事業

母子相談を公民館や保健センターで実施しています。

保健師・栄養士が子どもの発育・発達、育児、遊び、交流、食事等に関する相談に応じ、母子が健康で安心した生活が送れるように支援していきます。

また、随時、来所・電話・メール相談も実施しています。

これまでの取組	担当課
母子相談を市内3か所で実施し、保健師・栄養士が子どもの発育・発達、育児、遊び、交流、食事等に関する相談に応じている。 また、来所・電話・メール相談も実施。	健康推進課

施策⑦ ことばの相談

保健センター五所川原で毎月2回程度実施しています。言語聴覚士が、ことばに関する相談に応じ、日常生活の中での関わり方を具体的に指導する等、幼児のことばの発達を支援していきます。

これまでの取組	担当課
言語聴覚士が相談に応じ、幼児のことばの発達に関する支援を保健センター五所川原で毎月2回程度実施している。	健康推進課

施策⑧ 母子訪問事業

各種乳幼児健診や相談後の経過観察児、健診未受診児、育児不安を持つ家庭に対し、保健師・栄養士が訪問指導を実施し安心して育児できるよう支援していきます。

これまでの取組	担当課
各種乳幼児健診や相談後の経過観察児、健診未受診児、育児不安を持つ家庭に対し、保健師・栄養士が訪問指導を実施。	健康推進課



推進施策（2）食育の推進

○朝食欠食などの食習慣の乱れが、子どもの心と体の健康問題に大きく影響しています。

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成や家族の関係づくり、心身の健全な育成を図るために関係機関が連携し、乳幼児期から思春期発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行っていきます。

施策① 子どもの食育・栄養相談

就学前までの子どもとその保護者を対象に、子どもの食生活における保護者の疑問や悩みを解決し、健全な食習慣の確立と食に対する関心及び理解を深めます。

これまでの取組	担当課
各種乳幼児健診、母子相談では、栄養士が集団健康教育や個別栄養相談を実施。	健康推進課

施策② 食育推進支援事業

親子クッキング教室【2014（平成26）年度～2016（平成28）年度】

小学生及び保護者を対象に、日本型食生活とバランスの良い食事の重要性について学習するとともに、食を通じて親子のふれあいを図り、よい食習慣の普及に努めました。

子どもの食育講座【2017（平成29）年度～】

乳幼児の保護者を対象に、乳幼児期から規則正しい生活リズムを確立し、家庭において望ましい食生活を送ることができるよう、地域に根差した食生活に努めます。

これまでの取組	担当課
小学生と保護者を対象とした親子クッキング教室を行い、食生活の普及・啓発、及び食文化の継承に努めた。	健康推進課

施策③ おやこの食育教室

食生活改善推進員が小学生及びその保護者を対象に、調理実習を実施しながら食について学び、親子のふれあいを図ることを推進していきます。

これまでの取組	担当課
食生活改善推進員が小学生とその保護者を対象に調理の体験を通して学習できるよう教室を実施。	健康推進課

推進施策（3）思春期保健対策事業

○教育委員会及び学校関係者等と連携を深めながら、思春期特有の心の問題と10代の自殺志望者の減少を目指した対策を図るとともに、喫煙防止や飲酒防止について正しい知識の普及・啓発を行います。

施策① 出張授業の実施

小中学生及びその保護者を対象に、喫煙防止・飲酒防止の授業を実施していきます。

ニコチンやアルコールに対する正しい知識、依存症の恐ろしさについての認識を深め、将来健康で安全な生活を送れるよう自ら選択できる力を高めます。

また、【2018（平成30）年度～】は、SOSの出し方教育を実施し、自己肯定感を持ち、強い心理的負担を受けた時に、弱音を吐き他に援助を求める行動（援助希求行動）がとれることを目指しています。

これまでの取組	担当課
保健師が小学5・6年生及び中学生を対象に「たばこ」と「お酒」について、健康への害や将来自分でたばことお酒の付き合い方について、選択できる力を身につけられるよう授業を実施。 「SOSの出し方教育」を実施し、自己肯定感を持ち、他に援助を求める行動（援助希求行動）がとれることを目指し授業を実施。	健康推進課

推進施策（4）小児医療の充実

○少子化が進行する社会において、生まれた子どもが健やかに育つよう支援することは、小児医療の主要な課題になっています。

○小児医療では、かかりつけ医が単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、新生児聴覚検査や予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。

○今後も救急医療体制の確保は重要であることから、医師会、実施医療機関との連携を密にして救急医療体制の整備に努めていきます。

施策① 地域住民への教育

保護者が、子どものかかりやすい病気や応急手当の方法、医療機関へのかかり方について正しい知識を身につけ、子どもの健康を守れるよう支援していきます。

また、子どもの病気や発育・発達、予防接種に関して気軽に相談できるよう支援体制の整備を行い、かかりつけ医をもつことを推奨していきます。

これまでの取組	担当課
保護者が、子どものかかりやすい病気や応急手当の方法、医療機関へのかかり方についての知識を身につけ、子どもの健康を守れるよう乳幼児健診等で西北五地域保健医療推進協議会発行によるチラシを配布し、支援しています。 また、子どもの病気や発育・発達、予防接種に関して気軽に相談できるよう支援体制の整備を行い、かかりつけ医をもつことを推奨しています。	健康推進課



施策② 在宅当番医制運営事業

軽度な救急患者に対する診療を行う在宅当番医制を医師会の協力を得て実施し、休日（9:00～16:00）における初期の救急医療体制の充実を図っていきます。

これまでの取組	担当課
医療機関が診療を行っていない休日に、軽度の救急患者へ外来診療を提供できる体制を確保。小児初期救急は、年間100人程度が利用している。	健康推進課

施策③ 予防接種事業

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病的発生及びまん延の予防を目的に、市内医療機関及び青森県内広域予防接種により県内協力医療機関に委託し実施しています。

予防接種法における定期の予防接種に定める疾病に対するワクチンを各医療機関で通年実施していきます。

また、予防接種に関する正しい知識の普及と啓発を図り、各予防接種とも一層の接種率向上を目指し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すると共に健康被害の迅速な救済を図ります。（※子宮頸がんは国が積極的な勧奨を再開した後に対象になります。）

これまでの取組	担当課
予防接種法に基づき通年実施しており、未接種者管理及び接種勧奨を適宜行い接種率の維持向上に取り組んでいる。予防接種読本の配布や接種スケジュールの提案により、保護者が接種管理できるよう助言や指導を行っている。	健康推進課

施策④ 子ども医療費給付事業

子どもの健康及び育児環境の向上を目的に、その保護者の方に対して、医療費の助成を行っていきます。2019（令和元）年10月診療分から、入院分を「中学校卒業」までに拡大しています。

これまでの取組	担当課
償還払いから現物給付に変更（県外医療機関は除く）したこと及び対象者に係る資格の更新を自動更新（住民税切替時）にしたほか、所得制限を撤廃し、利便性の向上と対象者の拡充を図った。	子育て支援課

施策⑤ 妊産婦 10割給付事業

国民健康保険に加入している妊産婦に対して、妊産婦の健康及び出産環境の向上を目的に、妊娠届出の受理のあった日から出産の日の属する翌月の末日まで、医療費の助成を行っていきます。

これまでの取組	担当課
国保加入の妊産婦の外来通院時の自己負担が無料となる事業であり、全対象者に届出していただき、証明書を交付することで経済的負担の軽減が図られた。	国保年金課

基本目標3 地域における子育ての支援

現状と課題等

近年、核家族化や都市化が急速に進行する中、地域における人と人とのつながりが希薄になり、身近に相談できる人、協力・支援できる人が少なくなったことから、育児の孤立化等がすすみ、保護者の育児負担が増えてきています。

こうした保護者の不安や負担感を解消し、安心して子育てができるような家庭環境、地域社会を築くためには、すべての子育て家庭に対して、市が行う様々な子育て支援サービスの提供や情報提供を行うことが必要です。特に、女性の社会進出が増加している現状では、子育てをしている保護者が安心して働くことができる社会環境の整備や保護者のニーズに対応したサービスの整備・充実が求められています。

また、児童虐待やいじめなど、子どもの命や心身に影響をもたらす問題が顕著化していることから、子どもが健やかに成長する権利を尊重し、かつ保障されるような社会環境の整備が急務となっています。さらに、子どもの健全育成を強化・充実させていくために、各種事業を活用した地域で児童がより自由に参加、交流できる場所づくりを推進する必要があります。

推進施策の展開

推進施策（1）地域における子育て支援サービスの充実

- 核家族化・都市化等による子育て家族の孤立化、地域における養育力の低下などを要因として、子育て家庭における子育ての不安や負担感が高まっています。
- このため、教育・保育施設等を基地とした地域子育て支援拠点事業による子育て支援サービスの充実を図ります。また、「認定こども園」が実施する子育て支援事業についても、その支援に努めます。
- さらに、在宅における子育て支援を進めるため、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業の充実・強化を図るとともに、その活動を支援していきます。
- 放課後児童の健全育成については、学校の余裕教室や併設の専用施設等を利用し、一部を社会福祉法人等に業務委託し実施していますが、今後もこのサービスを必要とする児童の受け入れ体制の充実を図ります。

施策① 地域子育て支援拠点事業の充実【第5章子ども・子育て支援の事業展開 88 ページ】

就学前の子どもの子育てを行っている親が教育・保育施設等内の子育て支援スペースや公民館・図書館等を利用して、育児不安等についての相談・助言、指導を行い、親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合える機会を提供し、事業の充実を図ります。



これまでの取組	担当課
市内11か所の開設を実施し、無料の子育て広場の拡充に努めた。	子育て支援課

施策② ファミリー・サポート・センター事業の推進

【第5章子ども・子育て支援の事業展開 97 ページ】

子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行う会員（提供会員）及び両方会員からなるボランティア的相互援助の組織で、アドバイザーが相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

これまでの取組	担当課
提供会員数の充実に向け、研修を実施した。また、2016（平成28）年度からは、ひとり親世帯及び市民税非課税世帯の利用料助成事業を実施し、利用促進を図った。 【2018（平成30）年度実績：利用料助成事業交付延人数 82人】	子育て支援課

施策③ 子宝祝金の支給

次代の社会を担う子どもの出産を祝い、健やかな子どもの成長を願い、社会に有用な人材の育成を目的に、子宝祝金の支給を行っていきます。

これまでの取組	担当課
第3子以降を出産した方に1人につき10万円の支給を実施し、子どもの健やかな成長を促進した。 【2018（平成30）年度実績：56件】	子育て支援課

施策④ 子育て支援情報の提供

子育てをしている家庭に対して、市広報やファミリー・サポート・センター、子育てステーション“すてっぷ”等を通じて、必要に応じた子育て支援情報の提供を行うとともに、市のホームページによる情報提供も行います。

これまでの取組	担当課
子育てをしている家庭向けに、市HPに妊娠・出産・子育てに関する「子育て応援サイト」を開設した。また、公共機関に加え、利用者支援事業を実施している「子育てステーション“すてっぷ”」においても子育て支援情報の提供を行った。	子育て支援課

施策⑤ 子育て短期支援事業の推進【第5章子ども・子育て支援の事業展開 91 ページ】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

これまでの取組	担当課
2017（平成29）年度から、児童養護施設「幸樹園」に委託し、利用実績を得た。	子育て支援課

施策⑥ 利用者支援事業の推進【第5章子ども・子育て支援の事業展開 87 ページ】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う専門員を拠点となる施設に配置し、子育て支援の充実を図ります。2019（平成31）年より健康推進課内に利用者支援事業の母子保健型が設置され、妊娠期から子育て期までの相談助言を行っています。

これまでの取組	担当課
2017（平成29）年度から、NPO法人子どもネットワーク・すてっぷが子育て支援専門員を配置し、子育て支援情報の提供や子育ての相談・助言を行った。	子育て支援課

推進施策（2）教育・保育サービスの充実

- 国は、2019（令和元）年度10月からの消費税の引上げによる財源を活用し、生涯にわたる人格形成やその後の義務教育を培う幼児教育の重要性及び、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園等の費用の無償化を実施しています。また、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業が給付の対象となります。
- 乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、少子化が進み、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中で、教育・保育施設等における質の高い養護や教育の機能が強く求められています。
- このため、保護者が安心して働くことができるよう、第5章子ども・子育て支援の事業展開に基づき、多様なニーズに応じるとともに、広く市民が利用しやすい保育サービスの充実を図ります。

施策① 特定教育・保育施設環境整備の推進

今後、児童数の減少が予測されること等から保育需要を精査し、質の高い教育・保育の充実と施設整備を一体的にとらえた環境を整備していきます。

施設の整備については、教育・保育施設の運営状況を検証し、地域の実情や教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮するとともに、地域の理解を十分得たうえで支援していきます。

これまでの取組	担当課
第1期計画中、4施設の改築、大規模改修に助成し、教育・保育環境の充実を図った。	子育て支援課



推進施策（3）子育て支援のネットワークづくり

- 子育てを行っているすべての家庭に対して、質の高い子育て支援サービスを提供していくうえで、子育て支援サービスの地域ネットワークを形成していくことが重要な課題となっています。
- 各種の子育て支援サービス等が利用を十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成による情報提供を検討します。また、子育て支援活動を行っている団体等との積極的な交流を促進します。

施策① 保健協力員（母子保健推進員）活動の推進

市内各町内会から選出された369名の保健協力員（母子保健推進員）が、地域内の妊産婦・乳児を対象に、災害時要援護者支援や乳幼児健診スタッフとして活躍しています。【2019（令和元）年11月現在】

保健協力員（母子保健推進員）の役割やその活動内容等についての情報提供等を積極的に進めます。

これまでの取組	担当課
市内各町内会から選出された保健協力員（母子保健推進員）が、地域内の妊産婦・乳児を対象に、災害時要援護者支援を行った。	健康推進課

推進施策（4）子どもの健全育成

- 仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により屋間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、すべての小学生が放課後等を安全かつ安心に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を着実に推進することが重要です。
- 遊びを通じての仲間意識の形成が児童の社会性の発達に大きな影響を与えることから、児童が地域の中で自由に遊び、安全に過ごす場の整備が必要です。
- このため、市内各地域に設置している放課後児童クラブの充実を図るとともに、親子のふれあいなど多様な学習体験機会の提供を進め、地域での活動を活発化していきます。
- また、いじめや非行、不登校等の問題行動については、学校や児童相談所等関係機関と地域との連携を強化し、適切な対応に努めていきます。

施策① 放課後子ども総合プランの推進

「新・放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」及び地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体

験・交流活動などを行う「放課後子供教室」の計画的な整備等を進めることを目的として、国において策定されたプランです。

この「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進し、計画的な整備等を進めます。

《1》放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み

○高学年の受入れ枠拡大のため、教育・保育施設等の民間委託も活用しながら、それぞれの小学校校区の状況に適した確保方策により、提供体制の確保に努めます。

◆小学校低学年の場合

■ 放課後児童クラブ（低学年）の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推計（人）				
		2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
①年間実利用者数	666	725	701	664	656	634
小学1～3年生	666	725	701	664	656	634
②提供量	751	660	660	660	660	660
乖離（②－①）	85	▲65	▲41	▲4	4	26

◆小学校高学年の場合

■ 放課後児童クラブ（高学年）の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推計（人）				
		2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
①年間実利用者数	134	485	459	469	449	434
小学4～6年生	134	485	459	469	449	434
②提供量	326	240	280	360	400	440
乖離（②－①）	192	▲245	▲179	▲109	▲49	6

《2》一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2024（令和6）年度に達成されるべき目標事業量

○現在、小学校の教室、または小学校に隣接する専用教室で実施している放課後児童クラブは9か所です。このため、小学校の教室、または小学校に隣接する専用教室を利用して放課後児童クラブを実施している学校を一体型、それ以外で実施している学校を連携型として検討していきます。

○放課後子供教室は、現在未実施の事業です。このため、2024（令和6）年度までに全ての小学校校区に整備することを目指します。



■ 放課後子供教室の目標事業量

単位：小学校区

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
一体型	検討	試行	3	6	9
連携型	検討	試行	1	2	2

《3》放課後子供教室の2024（令和6）年度までの実施計画

- 2024（令和6）年度までに全ての小学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進していきます。

《4》放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日程を検討できるよう、学校区ごとの定期的な打合せの場を設けていきます。
- 連携型の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう配慮することとします。

《5》小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- 現在、放課後児童クラブの実施校11校中9校が小学校の教室、または小学校に隣接する専用教室を利用していますが、校舎が小規模であることや特別支援学級の新設など今後の余裕教室の利用は非常に困難な状況となっています。
このため、放課後子供教室の実施にあたっては、専用教室の確保が困難な学校では、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進していきます。
- 事業の実施主体である教育委員会と福祉部の担当者が、放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりとして、放課後子ども総合プランの重要性について学校関係者の理解を促し、学校施設の積極的な利用促進についての協力を依頼していきます。

《6》放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部の具体的な連携に関する方策

- 放課後児童クラブの実施主体である福祉部及び放課後子供教室の実施主体である教育委員会と定期的な打合せの機会を設定し、実施状況や課題等の情報を共有し、事業検証や課題解決に対応していきます。
- 放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化します。

《7》特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

- 障がいがある等特別な配慮を必要とする児童への接し方などに関する研修を充実していきます。
- 発達障がい等について知識を有する専門員による、保育所等巡回支援専門員整備事業を活用し、巡回訪問を通じて、子どもの発達が“気になる”段階からお子さんやその保護者、または放課後児童クラブの支援員等に対し、そのお子さんの障がいやその特性の早期把握・早期療育に向けた助言や、福祉サービスの情報提供を行います。

《8》地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

- 教育・保育施設等の民間委託も活用しながら、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。

《9》各放課後児童クラブが放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

- 県等が実施する放課後児童支援員資格取得、資質向上のための研修受講を促進していきます。

《10》各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

- 保護者には、日常のお迎え時や連絡帳等を活用し、児童一人一人の様子を伝えていきます。
- 学校や地域などには、市のホームページや広報による周知を継続するとともに、連携を深めていくよう努めています。

施策② 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携

民生委員・児童委員は、地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、子どもの健全育成や保護を必要とする児童の把握やその支援等を行っています。

さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員は、民生委員・児童委員との連携・協力のもと、地域住民と協働した福祉活動の展開や情報提供活動を行っています。

子どもの健全育成や保護を必要とする児童の把握やその支援等を行っている民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を深め、健全育成の推進を図ります。

これまでの取組	担当課
単位民児協への支援や各種会議等で意見交換を行っている。	福祉政策課



基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

現状と課題等

これまでの生活環境は、社会的・経済的要因から家庭生活より職場生活が優先され、長時間労働も当然視されてきました。

また現在、女性の社会進出は顕著に増加していますが、就労以外の家事や育児、介護等の家庭生活全般の大半を女性が担っているのが現状です。

最近では、未婚化・晩婚化が進み、加えて仕事と家庭の両方を担う女性が、子どもを生み育てることをためらう傾向が強くなり、これらが少子化の一因ともなっています。

仕事と子育てが両立できる職場環境の改善や家庭における男女の役割分担の見直しなど、新しいライフスタイルが求められています。

今後は、男女ともに子育てに参画できる社会環境づくりが重要であり、また、結婚、妊娠・出産後も希望すれば女性が仕事を続けることができ、育児休業が取得しやすく、職場への復帰が重荷にならないような職場環境の改善を進めていくことが重要です。

推進施策の展開

推進施策（1）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

- 男女ともに充実した家庭生活を送るために、労働時間とその他の生活時間のバランスがうまく取れる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることができます。
- このため、職域や地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先意識の是正を促進するため、国、県及び関係機関・団体や地域住民と連携しながら、啓発活動の実施や情報の提供に努めています。

施策① 男女共同参画の推進

「男女の人権の尊重」や「社会のあらゆる分野における共同参画と他の活動の両立」、「政策立案、方針決定の場での男女共同参画」を基本理念とした五所川原市男女共同参画計画推進のため、市民、企業、団体等との協力・連携を図るとともに、「五所川原市男女共同参画推進委員会」において、定期的に計画の進捗状況や男女共同参画事業の把握及び意見・提言を行っていきます。

男性の家事や子育てへの参画の促進など、家庭生活における男女共同参画を推進します。

これまでの取組	担当課
継続して男女共同参画の推進に取り組んでいる。 【2018（平成30）年度実績：研修会や講習会の開催】	企画課

推進施策（2）仕事と子育ての両立の推進

- 仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの拡充に努めるとともに、放課後児童クラブの実施については、その利用時間の延長を図るなど、保護者が働きやすい環境の整備に努めていきます。
- さらに、子育て支援のネットワークづくりを進め、地域における教育力を高めていきます。
- 市内の企業等に対し、育児休業の取得促進や多様な雇用形態の導入等、育児支援に関する取組を働きかけていきます。

基本目標5 要保護児童へのきめ細やかな対応

現状と課題等

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。

すべての子どもの健全な成長を保障するためには、児童虐待の防止とその早期発見が重要であり、親と子どもの問題行動について、地域全体で対応する仕組みづくりが課題となっています。また、ひとり親家庭等における子育ては、経済的・社会的に不安定な場合が多く、ひとり親家庭等であったとしても自立した社会生活を送ることができる支援対策の確立が、早急に求められています。

さらに、2016（平成28）年度から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいがあることを理由とする差別の解消を図ることとされています。障がいのある子どもの健全な発育を支援し、身近な地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。

推進施策の展開

推進施策（1）児童虐待防止対策の充実

○児童虐待が年々深刻化しており、早期発見・早期対応が求められています。このため、子ども家庭総合支援拠点を整備し、子育て世代包括支援センター及び子育てステーション“すてっぷ”等とともに、児童虐待の予防に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、速やかに児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であることから、関係機関との連携を強化します。

施策① 子どもの権利擁護

体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子育て世代包括支援センター、子育てステーション“すてっぷ”、乳幼児健診の場等を活用して普及啓発活動を行います。

また、保護者として監護を怠ることは、ネグレクトに該当することをふまえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを、母子手帳や乳幼児健診の機会等を活用し、周知ていきます。

施策② 児童虐待の発生予防、早期発見

乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認や、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、養育支援を必要とする子どもの家庭を早期に把握し、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。

施策③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備を検討していきます。

施策④ 関係機関との連携強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、地域の関係機関が情報の収集及び共有により支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会（「子どもの幸せ推進協議会」）の取組を強化していきます。

要保護児童対策地域協議会に、子育て支援課、健康推進課（子育て世代包括支援センター）、学校教育課等の担当部局、五所川原児童相談所、教育・保育施設関係者、学校、警察等、幅広く参加を得ており、子どもの置かれた状況を含めた個別ケースに関し、その状況やアセスメントの情報を共有し、関係機関で役割分担の下、支援し、その状況を定期的に確認します。

市が一時保護等の実施が必要と判断した場合等、児童相談所の専門性や権限を要する場合は、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

これまでの取組	担当課
関係機関と連携し、実務者会議や個別検討ケース会議を開催し、情報や考え方を共有し要保護児童への適切な対応をした。 【2018（平成30）年度実績：実務者会議3回 個別検討ケース会議5回】	子育て支援課

推進施策（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 母子家庭等のひとり親家庭は、子育てを行ううえで、経済的・社会的に不安定な状況にあり、家庭生活において多くの問題を抱えている事例が数多く見られます。
- このため、ひとり親家庭等に対する相談・支援体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めています。
- また、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成事業等による経済的支援を図るとともに、子どもの教育・保育施設等入所についても生活実態に応じた支援に努めています。



施策① 保育所・認定こども園への優先入所

未就学児童のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、入所時の優先を継続します。

これまでの取組	担当課
教育・保育施設等入所時の利用調整指数（保護者の状況）がひとり親家庭等以外の世帯と同指数となった場合、指數を加点している。	子育て支援課

施策② 住宅確保の支援

市営住宅の申込み時の当選率を一般世帯より優遇します。

これまでの取組	担当課
公開抽選では、優遇世帯（高齢者世帯、障害者世帯、歩行障害者世帯、ハンセン病世帯、多子世帯、母子・父子世帯、DV被害者世帯、離職退職者世帯）として申請した方の当選倍率が、優遇世帯以外の世帯の2倍になるよう設定している。	建築住宅課

施策③ ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の父または母及び児童について、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図るため、医療費の自己負担額に相当する額を、児童は現物給付（自己負担なし）、父または母は償還払いとして助成します。

これまでの取組	担当課
2019（令和元）年8月診療分より、児童の受診分を現物給付化している。	子育て支援課

推進施策（3）障がい児施策の充実

○妊婦及び乳幼児健康診査等は、疾病や異常の早期発見の機会及び疾病の発生予防を保健指導に結びつける機会として重要な健康診査です。このため、妊婦及び乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導等の充実を図り、身体面の発育不良、視覚障がい・聴覚障がい、発達障がい、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努め、保護者の育児不安の解消に努めています。

○人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育部門が円滑な連携を取りながら、総合的な取組を行っていきます。

○また、教育・保育施設等における障がいのある子どもの受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図っていきます。

1) 妊婦及び乳幼児健康診査等による障がい児施策の推進

施策① 乳児委託健康診査事業【再掲：主掲載は42ページ】

これまでの取組	担当課
乳児を対象に乳児委託健康診査受診票を交付し、乳児の健康保持・増進を図っている。	健康推進課

施策② 乳幼児健康診査事業【再掲：主掲載は42ページ】

これまでの取組	担当課
4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、高い受診率で対象児の心身、運動、言語などの発達確認を行い、疾病や心身障がいの早期発見、早期治療、早期療育につないでいる。	健康推進課

施策③ 母子相談事業【再掲：主掲載は43ページ】

これまでの取組	担当課
母子相談を市内3か所で実施し、保健師・栄養士が子どもの発育・発達、育児、遊び、交流、食事等に関する相談に応じている。 また、随時、電話相談も実施。	健康推進課

施策④ ことばの相談【再掲：主掲載は43ページ】

これまでの取組	担当課
言語聴覚士が相談に応じ、幼児のことばの発達に関する支援を保健センター五所川原で毎月2回程度実施している。	健康推進課

施策⑤ 母子訪問事業【再掲：主掲載は43ページ】

これまでの取組	担当課
各種乳幼児健診や相談後の経過観察児、健診未受診児、育児不安を持つ家庭に対し、保健師・栄養士が訪問指導を実施。	健康推進課

施策⑥ 乳幼児健康診査精密健康診査事業

4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常があり精密健康診査になった乳幼児に対し、専門の医療機関で受けられる公費負担の受診票を交付し、疾病や障がいの早期発見、早期療育、保護者の不安の軽減を図っています。

これまでの取組	担当課
身体面の発育不良、視覚障がい・聴覚障がい、発達障がい、精神・運動発達遅滞などの早期発見に精密検査費用を負担することで医療受診に繋がっている。	健康推進課



施策⑦ 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査

1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、精神発達面等に問題がある幼児に対して、精密健康診査により疾病や障がいの早期発見を行い、また保護者に対しては早期援助を行うことにより、幼児の適正な成長発達を支援し、健全な生活の保持増進を図ります。

これまでの取組	担当課
発達障がい、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努め、適切な指導や必要な療育機関につなぐことで保護者の育児不安や悩みに寄り添っている。	健康推進課

2) 特別支援教育の充実

施策① 教育支援委員会の開催

障がいを有する幼児・児童生徒が学校教育を受けるにあたり、どのような教育機関が適切なのか等について、専門的な立場から慎重に検査・審議し、保護者との相談を行っていきます。

これまでの取組	担当課
2018（平成30）年度は、教育支援委員会委員20人、専門員33人に委嘱し、障がいのある子どもの適切な就学に関わる総合診断を行うことができた。 また、合理的配慮を踏まえた個別の教育支援計画の作成によって、就学後の一貫した支援を行うことができた。	学校教育課

施策② 通級指導の実施

通常の学級に在籍している心身に軽度の障がいのある児童に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、心身の障がいに応じた特別の指導を行います。

これまでの取組	担当課
2018（平成30）年度は中央小学校において、31名（中央小19人、市内他校9人、市外他校3人）の児童を受入し、その実態に応じて自立活動を中心とした個別指導を行った。また、保健師や言語聴覚士、保育士から指摘を受けた幼児並びにその保護者に対し、学期ごとに1回、継続して教育相談を行った。	学校教育課

施策③ 特別支援教育研修の実施

教育支援委員会専門員を対象に就学指導に係る専門検査の理解を深め、専門性と資質の向上を図るため、また、市内小中学校の希望教員を対象に、特別支援教育に係る資質・能力の向上を図るため、それぞれ年1回、実践的研修（講義・演習）を行います。



これまでの取組	担当課
知能検査の実施方法と検査結果の利用について理解を深め、また、特別な教育的支援を必要とする子ども（特別支援学級、通常の学級を問わず）に対する障がいの特性に合わせた効果的な支援と合理的配慮について専門性と資質の向上に資することができた。 ・教育支援委員会専門員研修会　：参加者 35人 ・特別支援教育研修会　　：参加者 67人	学校教育課

施策④ 管下小中学校への啓発活動の推進

特別支援教育充実のため、以下の取組を行っていきます。

- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を整え、すべての教職員が、それぞれの立場で児童生徒とかかわることができますように努めていきます。
- 教職員を対象とした特別支援教育にかかる校内研修を研修計画に位置づけ、実践していくよう働きかけていきます。

これまでの取組	担当課
各校に特別支援コーディネーターを中心とした校内支援体制を整え、児童のつまづきや困難な状況を早期に発見するため、計画訪問等を通して適切な指導・助言を行った。	学校教育課

3) 障がい児保育、子育て支援等の推進

障がいのある子どもを抱える保護者を児童福祉、保育、子育て支援の観点から支援し、保護者の育児不安や負担の軽減等を図っていきます。

施策① 障がいのある子どもへの支援の充実

自立支援医療（育成医療）の給付のほか、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等を推進していきます。また、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援を強化し、保育所等訪問支援の活用を通して障がいのある子ども等特別な支援が必要な子どもとその家族に対する支援の充実に努めます。

施策② 障がい児保育・ふれあい保育の推進

特別保育事業である障がい児保育・ふれあい保育事業の利用を教育・保育施設等との連携のもと、積極的に推進していきます。

これまでの取組	担当課
特別児童扶養手当対象児童、軽度の障がい児を受入れる教育・保育施設に対して事業費を助成することで、障がい児を安心して保育することができます環境づくりを進めた。	子育て支援課



施策③ 巡回支援専門員整備事業

発達障がい等について知識を有する専門員が、保育所等に巡回訪問を行う「保育所等巡回支援専門員整備事業」を実施します。巡回訪問を通じて、子どもの発達が“気になる”段階からお子さんやその保護者、または保育所等の職員に対し、そのお子さんの障がいやその特性の早期把握・早期療育に向けた助言や、福祉サービスの情報提供を行います。

これまでの取組	担当課
2018（平成30）年度から社会福祉法人あーるどに委託し、2019（令和元）年度からは放課後児童クラブにも巡回訪問している。 【2018（平成30）年度実績：15施設78回訪問】	子育て支援課

施策④ 医療的ケア児の保育所等受入れの推進

教育・保育施設等の利用について医療的ケア児の保護者から相談があった場合に対応できるよう、「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」を策定しており、保護者、教育・保育施設及び関係機関と連携しながら、円滑な受け入れが図られるよう取り組みます。

これまでの取組	担当課
2019（令和元）年度に「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」を策定し、関係機関との総合的な支援体制を構築した。	子育て支援課

基本目標6 子どもの教育環境の整備

現状と課題等

文部科学省は、2018（平成30）年に「第3期教育振興基本計画」を策定し、夢と志を持ち可能性に挑戦する力の育成、社会の持続的な発展をけん引する多様な力の育成、生涯学び活躍できる環境整備、学びのセーフティーネットの構築、教育施策推進のための基盤整備の5つを基本的な方針として示しました。併せて、2020（令和2）年度からは小学校において、2021（令和3）年度からは中学校において新学習指導要領が完全実施されることから、これらを踏まえた教育施策の展開が必要となります。

各学校では子どもたちや地域の実情を踏まえた特色ある教育活動を展開していますが、標準学力検査や県学習状況調査等の結果からは、習得した知識・技能を活用する力や、思考力・判断力・表現力が十分でないなどの課題がみられます。併せて、基本的な生活習慣が身に付いていない子どもや、規範意識が低く問題行動を繰り返す子ども、人間関係づくりが苦手な子ども等への対応も各学校の課題となっており、学校教育におけるこれらの課題の解決に向けて、より一層取り組む必要があります。

1日の大半を過ごす学校が子どもにとって安全・安心な場となるよう、学校施設の計画的な修繕・維持管理を図るとともに、社会情勢に対応した教育環境の基盤整備に取り組むほか、いじめ対策や教育相談、問題行動の未然防止、不登校対策等の課題について、家庭・地域社会や関係機関との連携による取組が求められています。

また、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、学校への期待や教職員の負担感が増加しており、学校運営を地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

併せて、子どもが豊かな感性を育んでいくため、地域・家庭と連携協働し自然の中での体験活動や文化芸術に触れる機会を確保していくとともに、郷土に対する誇りや愛着の醸成に向けて、地域活動団体や地元企業などとの連携を図り、地域の産業や歴史・文化、自然等について学習・体験する機会の充実を図っていく必要があります。

推進施策の展開

推進施策（1）一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実

- 「知・徳・体」のバランスのとれた力を養成し、「生きる力」を育むとともに、きめ細かな学習支援、特別支援教育の推進等により、一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育を推進します。併せて、国際化・情報化時代に対応した人材の育成を図ります。



1) 「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成

- 学習指導要領に基づく着実な学習を推進するとともに、学力調査などにより児童生徒の学力を把握し、実態に応じた取組を実施します。
- 学校保健活動や体育的活動、読書活動等様々な体験活動に加え、道徳教育を通して、児童生徒の健康の保持・増進と豊かな心の育成を図ります。
- 自ら考え、判断し、表現する力の育成等、「確かな学力」定着に向けた取組を推進します。
- 魅力ある食育推進活動を促進するため、子どもへの食育指導や学校給食の充実を図ることにより、食育を通じた健康状態の改善を推進します。
- よりよい人間関係をつくる特別活動や子ども同士が良さを認められる体験活動の充実を図ることにより、自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、学習内容を理解し、達成感を実感できる授業づくりの取組を推進します。

施策① 授業の充実

一人一人の子どもが、主体的・対話的で深い学びを通して、「確かな学力」を確実に身に付けることができるよう不断の授業改善に努めます。

これまでの取組	担当課
2018（平成30）年度は市内全小・中学校を対象に、前期計画訪問及び後期計画訪問（各校2回、延べ34回実施）を実施したほか、要請訪問については、4校から延べ5回要請があり訪問した。また、市内小・中学校において格差のない学力向上の取組を実践できるよう、五所川原市「確かな学力」向上プロジェクトを進め、各学校における授業改善の取り組みが進められた。	学校教育課

施策② 保健管理の推進

児童生徒の健康維持・増進及び疾病の予防・早期発見のため、健康診断を円滑に実施するとともに、快適な環境で学ぶことができるよう各学校における環境衛生検査を実施し、保健管理の推進を図ります。

これまでの取組	担当課
児童生徒を対象に健康診断を行い、その診断結果を児童生徒の健康問題に配慮した学習指導に活用するとともに、疾病的予防指導及び治療指導等に繋げた。 また、教職員、生徒等を対象に人工呼吸・心臓マッサージ及びAED（自動体外式除細動器）を使用した心肺蘇生法講習会を実施し、2018（平成30）年度は124人の参加があった。	学校教育課

施策③ 食育の推進

子どもが健全な食生活を営むことができる判断力を養い、望ましい食習慣や食事マナーを身につけさせるため、学校給食センターと学校・家庭が連携し、日常生活における食事について正しい理解を深め、食料の生産、流通及び消費について正しい知識を身につけるための指導を行います。

これまでの取組	担当課
2018（平成30）年度は小学校全11校において67回、延べ2,020人に対して食に関する授業を実施したほか、小中学校全17校へ「こんだてのおしらせ」（※アレルギー給食用含む）を毎月配布（全児童生徒）し、給食内容及び使用食材について情報提供を行うとともに、「給食だより」を配布（年10回各校共クラス毎）し、食育に関する情報を提供し児童生徒に食生活改善の重要性を伝えた。	学校給食センター

2) きめ細かな教育相談・指導体制の強化

- 児童生徒や保護者、教職員に対する相談活動や指導方法の充実を図るため、スクールカウンセラーや適応指導員等の専門的な人材の確保に努めます。
- 不登校児童生徒の学校復帰に向け、学校、家庭、関係機関が連携し教育相談や体験活動、学習支援の充実に努めます。
- いじめをはじめとする問題行動の未然防止に向けて、教育委員会が隨時学校を訪問し、組織的な生徒指導の体制づくりや、課題解決に対する指導・助言を行います。

施策① 不登校児童生徒に対する「適応指導教室」の開設

市内の児童生徒のうち、何らかの要因・背景により登校できない児童生徒（不登校児童生徒）へ必要な支援等を行うとともに、学習の機会を確保します。

これまでの取組	担当課
2018（平成30）年度は8人の通室生を受け入れた。適応指導員5人が通室生の状況を把握し、連携をとりながら、実態に応じたきめ細かい支援を行うことによって、1人が学校復帰を果たし、中学校3年生5人全員が上級学校へ進学した。	学校教育課

施策② スクールカウンセラーの派遣

市内の中学校にスクールカウンセラーを派遣して、友人関係やいじめ、学習、健康、家庭生活等の悩みを抱える児童生徒と教育相談を行い、問題の解決を図ります。

また、必要に応じて、教師や保護者とも面談を行い、悩みの解消に努めます。

これまでの取組	担当課
2018（平成30）年度は6人のスクールカウンセラーを、計画通りに小学校9校、中学校3校に派遣し、合計2,842件の相談に対し、カウンセリングを行った。1校当たりのスクールカウンセラーの派遣時間数を増やしたことで、教育相談等がより充実し、共感的に認め合えるような生徒指導ができた。	学校教育課



3) 教育環境の整備と安全・安心の確保

- 少子化に対応しつつ、児童生徒にとって安全・安心な教育環境を提供するため、学校規模の適正化及び学校の適正配置について検討しながら、施設の計画的な修繕・維持管理を推進します。
- 児童生徒のインターネット等を活用した情報活用能力を育成しながら、主体的・協働的な学びと学力向上を図るとともに、教職員による効果的な学習指導につながるよう、計画的なICT教育の環境整備を推進します。
- 施設の老朽化及び少子化にともなう自校方式（市浦小・中学校）給食のあり方の検討及び学校給食センターの適正な維持管理を行います。
- 義務教育の円滑な実施が図られるよう、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助の充実に努めます。
- 教職員に対し、個人情報の保護等についての理解促進と管理徹底を図ります。
- 児童生徒の安全・安心を守るため、防災・防犯や感染症の拡大防止、アレルギー対策等、危機管理体制の強化を図ります。

施策① 学校施設の計画的な改修

子どもにとって安全・安心な教育環境を提供するため、学校施設については老朽度等を勘案しながら計画的に修繕・維持管理を進めます。

これまでの取組	担当課
2014（平成26）年度に金木中学校、2015・2016（平成27・28）年度に栄小学校の校舎及び屋内体育場について大規模改修を実施し、建物性能を維持させた。他の学校施設についても隨時修繕を行うなど、適切な維持・管理に努めた。	教育総務課
旧施設の老朽化に伴い、2014（平成26）年度から建設を進めた新たな学校給食センターが2016（平成28）年8月より稼働し、引き続き安全・安心な給食の提供が図られた。2017（平成29）年4月からは食物アレルギー対応食の提供が可能となった。	学校給食センター

施策② ICT教育環境の整備

児童生徒の情報活用能力の育成及び主体的・協働的な学びと学力向上及び効果的な学習指導につながるよう、計画的なICT教育環境整備に努めます。

これまでの取組	担当課
2016（平成28）年度より市内小中学校各1校をモデル校とし、タブレット端末等のICT機器を授業に導入した。3年間の検証を踏まえ、2019（平成31）年度は書画カメラ及び大型提示装置（モニター・プロジェクター）を全校に配備した。	教育総務課

施策③ 就学援助の充実

経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。

これまでの取組	担当課
要保護者に対し、修学旅行費（補助対象外経費を除く）、準要保護者に対し、修学旅行費（補助対象外経費を除く）、給食費の全額、学用品費（小学校5,710円、中学校11,160円）、新入学児童生徒学用品費等（小学校20,300円、中学校23,700円）及び医療費を援助したことにより、義務教育の円滑な実施が図られた。	学校教育課

4) 特別支援教育の充実

- 障がいのある子どもの適切な就学や教育支援のため、教育支援委員会の適切な運営に計画的に取り組むとともに、就学相談の機会充実に努めます。
- 教職員の障がいに対する理解や専門性の向上を図るため、専門的知識を有した外部講師による研修を推進します。
- 多動傾向や介護等、特別な配慮を必要とする児童生徒や低学力の児童生徒に対して、学習支援の充実を図るため、学校教育支援員の配置校と配置人数の改善に努めます。

施策① 学校教育支援員の配置

学校教育の充実・教育の機会均等・学力向上等を図るため、多動傾向や介助等、特別な配慮を必要とする児童生徒の支援他、低学力の児童生徒に対しての学習支援が必要な学校に学校教育支援員を配置します。

これまでの取組	担当課
設置学校数：小学校11校、中学校6校 配置状況：2018（平成30）年度22人、2019（平成31）年度25人	学校教育課

5) 時代の要請に対応した教育の推進

- 世界で活躍できる人材の育成を図るため、外国語教育や国際理解に向けた教育の充実を図ります。
- ICT等の活用能力の向上を図るとともに、ICT機器を安全・安心して利用するための情報モラル教育を推進します。
- 勤労観・職業観を育成するため、地域の企業や人材等と連携した職業に係る体験学習や講話をを行うなどキャリア教育を推進します。
- 外国語教育や情報教育における教職員の指導力の向上を図ります。
- 次代の五所川原市の担い手として活躍できる人材・リーダーの育成に向け、児童生徒が創意工夫を生かして自主的・実践的に取り組む特別活動を推進します。



施策① 國際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深め、国際社会に貢献できるよう、郷土に対する愛着と誇りを培うとともに、外国語による言語活動を工夫・充実させ、国際理解教育の推進に努めます。

これまでの取組	担当課
各学校では、外国語指導助手や地域の人材等を活用し、異なった文化や郷土の自然や歴史、文化等について、体験的に理解を深めさせる授業実践や交流活動に取り組み、外国語への慣れ親しみに努めた。	学校教育課

施策② 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努めるとともに、各教科等の目標を達成するためにＩＣＴの活用を図ります。

これまでの取組	担当課
「児童生徒のインターネット使用に関する指針について（五所川原市教育委員会、五所川原市小中校長会、五所川原市連合ＰＴＡ）」を市のホームページに掲載することで、情報モラルに関する取組を広く市民にも呼びかけることができた。	学校教育課

施策③ キャリア教育の推進

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるような基盤となる資質・能力の育成に努めます。

これまでの取組	担当課
小学校においては、総合的な学習の時間を中心に、地域の伝統芸能や産業に触れながら現在及び将来の生き方について考えさせる取組が多く見られた。中学校においては、上級学校や職業についての調査、職場体験活動、地域産業の調査等を通して、暫定的な進路選択について考えさせる取組が多く行われた。各種体験活動等の振り返りや学級活動を通して、系統的かつ効果的な指導が行われるよう助言した。	学校教育課

6) いじめ防止対策の推進

- 「特別の教科 道徳」の授業の充実を図り、相手を思いやる気持ちの醸成に努めます。
- いじめを根絶するため、青少年健全育成フォーラムの開催によるいじめ防止の意識啓発を図ります。
- 五所川原市いじめ防止基本方針に基づき、保護者や教職員等が早期にいじめに気付き、適切な対応・処置を講ずることのできる体制づくり、さらには、児童生徒が主体となつたいじめ防止活動を強力に推進します。

施策① 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生活の中に生かし、豊かな心を持ち、郷土を愛し、公共の精神を尊び、未来を切り拓く主体性のある人間になれるよう、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通して、よりよく生きる基盤となる道徳性の育成に努めます。

これまでの取組	担当課
2018（平成30）年度は、市内全小・中学校（小11校、中6校）の前期及び後期計画訪問において、授業参観後に「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導」に対する指導・助言を行った。また、評価に関わる内容について要請訪問が4回あり、指導・助言を行った。	学校教育課

施策② いじめ防止対策事業の実施

2015（平成27）年4月に策定した「五所川原市いじめ防止基本方針」（平成30年3月改定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、いじめ防止の意識啓発を図ります。

これまでの取組	担当課
青少年の健やかな成長を市全体で支える風土を醸成するため、青少年健全育成フォーラムを開催し、市内小・中学生によるいじめ防止に関する取組の発表や、有識者によるパネルディスカッション及び五所川原市いじめゼロ宣言を実施した。	学校教育課

推進施策（2）学校・家庭・地域の連携推進

○地域全体で子どもを育み、また、郷土への誇りと愛着形成を図るため、学校と家庭・地域が連携し、多様な体験機会の創出や家庭の教育力の向上、規範意識の習得、学校支援体制の構築等に取り組みます。

1) 家庭の教育力の向上

○地域の子育て環境の充実や家庭支援に取り組むNPO団体などと連携し、親子が集える居場所づくりや各種講座の開催の充実を図るとともに、家庭での生活習慣を含めた学習習慣づけや意欲向上を図る取組を推進します。

○教育委員会と市内小中学校が連携し、家庭教育に関する相談の受付や地域社会との関わりが希薄な家庭への訪問等を行うなど、個々の家庭が主体となった家庭教育を推進するための支援を図ります。

施策① 発育に不安のある保護者への支援

実行委員会を組織し、NPO法人「子どもネットワークすてっぷ」と協力して、発育に不安のある保護者に対しての相談や支援を行います。



これまでの取組	担当課
発育に不安のある保護者が気軽に相談でき、親子で参加できる居場所づくりを中央公民館にて月2～3回程度実施した。また、発育に関する学習会を年3回実施した。	社会教育課

2) 地域と連携した取組の推進

- 地域の人材や関係団体・企業等の協力を得ながら、様々な体験を通じて地域の産業や歴史、伝統文化等を学ぶ機会の充実を図り、郷土への愛着と誇りの醸成を図ります。
- 児童・生徒が地元企業等の事業所を訪問し、事業内容や働くことの大切さへの理解を深め、自身の将来の就業イメージを持つことができる機会の充実を図ります。
- 地域住民や関係機関と連携して見守り活動を行うことにより、通学時の児童生徒の安全確保に努めます。

施策① 青少年の体験活動の充実

子ども達の自主性、協調性、判断力、行動力、社会性等を養うため、施設見学会や子ども交流事業を実施します。

これまでの取組	担当課
小・中学生向け施設見学会「ふるさと再発見」では、金木地区のかなぎ元気村・斜陽館・三味線会館・芦野公園駅・赤い屋根の喫茶店「駅舎」を見学したほか、合同会社「農すてーしょん」が所有する七和地區高野の畑において、スイカの収穫体験を実施した。	社会教育課

3) 開かれた学校運営及び学校支援体制の構築

- 学習補助や学校の環境美化活動等の学校支援活動を充実させるため、学校支援コーディネーターの育成・確保に努めます。
- 学校の教育活動について積極的に情報公開を進めるとともに、保護者や地域の有識者による評価を活用した学校運営を推進します。
- 学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制の構築に向けて、学校課題等について関係部署や関係機関との情報共有を図り、開かれた学校運営を行うための連携を強化します。

施策① 地域全体で子どもを育む活動の充実

学校・地域の協働による連携を強化し、地域ぐるみで学校を支援する体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。

これまでの取組	担当課
小学校4校に学校支援センターを設置し4人のコーディネーターを配置することで、部活動の支援、環境整備、登下校安全指導等を実施した。	社会教育課

基本目標7 子ども等の安全の確保

現状と課題等

交通環境の大幅な変化や交通マナーの低下、交通ルール違反などによる交通事故が後を絶たず、昨今では、教育・保育施設等での散歩等と園外活動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、その後も度々子どもが被害者となる交通事故が発生しています。

このような状況から、歩行者やドライバー双方に対する交通ルールの学習活動と交通安全啓発活動が、これまで以上に必要であると考えられます。

さらには、歩行者の視点に立った「まちづくり」を進めていくことも必要です。

推進施策の展開

推進施策（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

○子ども等を交通事故から守るため、家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、基本的な交通ルールの遵守、交通マナーの実践など、交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用、さらにはシートベルト着用運動の展開など、総合的な交通事故防止対策を推進します。

施策① 民間における交通安全の確保

民間において実施している交通安全講習会や街頭活動と連携・協力し、子どもや高齢者の交通安全対策を推進します。

これまでの取組	担当課
民間において実施している交通安全講習会や街頭活動と連携・協力し、交通弱者である子どもや高齢者の交通安全対策を推進している。	環境対策課

施策② チャイルドシートの貸出事業

希望する保護者に対して、引き続きチャイルドシートの無料貸し出しを行っていきます。

これまでの取組	担当課
交通事故による外傷から子どもを守るために、希望する保護者に対して、チャイルドシートの無料貸し出しを行っている。	環境対策課



推進施策（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 子どもを犯罪等の被害から守るため、通学路に居住する地域住民の協力のもと、警察並びに防犯協会が行っている「子ども110番の家」活動を支援します。
- 警察署や防犯協会等関係機関との連携や情報交換、犯罪等の情報提供、迅速な対応に努めています。

施策① 防犯協会への支援

地域の実態に即した防犯活動を実施しており、今後も安全活動及び広報啓発活動を推進します。

これまでの取組	担当課
地域の実態に即した防犯活動を実施している。	環境対策課

施策② 防犯啓発活動の推進

防犯対策として、啓発チラシを配布するとともに、関連記事を広報に掲載して、地域安全運動活動を実施し、今後も啓発活動を支援していきます。

これまでの取組	担当課
防犯対策として、啓発チラシを配布するとともに、関連記事を広報に掲載して、地域安全運動活動を実施した。	環境対策課

施策③ 「子ども110番の家」活動への支援

子どもが不審者から声をかけられたりした場合などに、子どもが避難のため駆け込むことができる「子ども110番の家」が市内の通学路沿いに配置されており、今後もこの活動を支援していきます。

これまでの取組	担当課
子どもや女性が不審者から声をかけられたりした場合などに、子どもや女性が避難のため駆け込むことができる「子ども・女性110番の家」が市内の通学路沿いに配置されており、今後もこの活動を支援し、併せて要望がある地域にはステッカーを配布していく。	環境対策課

基本目標8 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題等

- 緑豊かな自然環境の保全や子育てにやさしい都市環境を整備し、これらの財産を次の世代に引き継ぐことは、重要な課題です。
- また、生活基盤の整備が子育てに大きな影響をもたらすことから、公共空間の確保や子育てに配慮した住環境の質的向上が必要です。

推進施策の展開

推進施策（1）良質な住宅の確保

- 子育て世帯が安心して子育てができる住宅を確保できるよう、市営住宅施策の推進に努めます。

施策① 市営住宅の入居者資格の緩和

子育て世帯（小学校就学前の子どものいる世帯）について、社会情勢の変化や地域の実情等を総合的に勘案し、公営住宅入居の際ににおいて入居者資格（収入基準）の緩和を検討します。

これまでの取組	担当課
「五所川原市市営住宅条例」に基づき収入基準の緩和を実施している。	建築住宅課

施策② 市営住宅整備の推進

民間賃貸住宅では敬遠される傾向にある子育て世帯が、安心して入居できるよう市営住宅の建設にあたり、整備基準を順守し、住居の広さや遮音性能を考慮した設計を検討します。

これまでの取組	担当課
「五所川原市市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例」に基づき市営住宅整備の推進を行っている。	建築住宅課



推進施策（2）良好な居住環境の確保

○子育て世帯が希望する総合的な整備と室内環境の安全が確保できるよう、対策を進めます。

施策① 市営住宅環境整備の推進

市営住宅の整備においては、公園を適切に配置することにより、住居の近くで子どもが安全に遊べる屋外環境整備を行うなど、総合的な整備を今後も検討します。

これまでの取組	担当課
「五所川原市市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例」に基づき市営住宅環境整備の推進を行っている。	建築住宅課

施策② シックハウス対策の推進

公共建築物の新築や増改築においては、清浄な空気環境を保つため、内装材等からの化学物質の発生防止、換気等について、適正な水準を確保します。

これまでの取組	担当課
「五所川原市市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例」に基づき市営住宅居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講じている。	建築住宅課

推進施策（3）安全な道路交通環境の整備

○子どもや子ども連れの家族などが、安全に、安心して歩くことができる道路交通環境を確保するため、歩道整備の推進を図ります。

施策① 安全な歩道の整備

安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりのある歩行空間に配慮した歩道の整備に努めます。

また、冬期における歩道、通学路等を確保することや、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等においても、歩道等の整備等対策を図っていきます。

これまでの取組	担当課
田川・幾世森線、若葉4号線と順次舗装を打ち換えしている。	土木課

施策② 歩行者優先の道路整備

安全・安心に利用できる、歩行者優先の道路整備を推進します。

これまでの取組	担当課
2016（平成28）年度に唐笠柳・錦町線、2017（平成29）年度に「はるにれ歩道7号線」を整備している。	土木課

推進施策（4）安心して外出できる環境の整備

○妊産婦や子ども連れの家族など、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。

施策① 公共建築物の利便性向上

公共建築物の新築において、多目的トイレにベビーシートの設置や男女用トイレにベビーチェア、小児用小便器の設置など、子育て世帯が安心して利用できる施設整備を推進します。

これまでの取組	担当課
新築した本庁舎には、多目的シートやベビーチェア、授乳室を新たに導入。今後新築する建築物においても、子育て世帯が安心して利用できる施設整備を推進する。	管財課

施策② 公園トイレの整備

子どもや子ども連れの親等が、安全に利用できるように、水洗化やノンレール扉の整備を推進します。

これまでの取組	担当課
一部を除いた市内殆どの公園のトイレは水洗化されている。利用頻度の高い比較的規模の大きい公園にはバリアフリーや多目的トイレの設置（一部オムツ交換台）がある。しかしながら和式トイレが多く洋式化への変更が課題である。	公園管理課

推進施策（5）安心・安全まちづくりの推進

○子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、道路、公園、市営住宅について、犯罪の発生しにくい環境づくりを推進します。

施策① 道路、公園等の整備における対策

道路、公園等の整備においては、子どもや高齢者、障がいのある方にも安全・安心して利用できるよう、地域住民の声を反映させた整備に努めます。

これまでの取組	担当課
公園内施設、遊具等の定期的な点検、巡回による危険箇所の確認を行い、不具合があった場合は順次、迅速な修繕などの措置を講じている。 (公園管理課) 2014（平成26）年度に実施した路面性状調査に基づき、損傷や摩耗が著しい箇所を順次補修している。（土木課）	土木課・ 公園管理課



施策② 市営住宅整備における対策

市営住宅の整備においては、ドアなどに防犯性能の高い建築部品を使用するとともに、屋外環境整備では街路灯を設置するなど、今後も防犯設備の整備を推進します。

これまでの取組	担当課
「五所川原市市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例」に基づき市営住宅整備における対策を行っている。	建築住宅課



第5章

子ども・子育て支援の事業展開



第5章 子ども・子育て支援の事業展開

1 教育・保育事業等の提供区域

本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を1区域として設定しました。また設定に際しては、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準や、地域子ども・子育て支援事業の提供区域も踏まえて設定しました。

その主な理由として、本市の全域は2005（平成17）年3月に旧五所川原市、旧金木町及び旧市浦村が市町村合併し、旧市浦村は中泊町をはさんだ飛び地にある地域特性となっていますが、教育・保育施設の入所の理由として教育・保育内容を重視する保護者や、居住エリア以外（通勤途上等）での利用を選択する保護者が増えています。一方で、更なる少子化が予想される中、施設整備等にあたっては、将来にわたり過剰供給にならないよう慎重に検討する必要があります。

のことから、本市においては、市全体を一つの区域として設定します。

■ 教育・保育事業等の配置状況

<u>市浦地区</u>	
◎市役所（総合支所）	1か所
☆認定こども園（保育所型）	1か所
■放課後児童クラブ	1か所
※地域子育て支援拠点事業	1か所

<u>金木地区</u>	
◎市役所（総合支所）	1か所
*認定こども園（幼保連携型）	1か所
★認定こども園（幼稚園型）	1か所
▲認可外保育所	1か所
■放課後児童クラブ	1か所
※地域子育て支援拠点事業	1か所

<u>五所川原地区</u>	
◎市役所（本庁）	
◆幼稚園	3か所
*認定こども園（幼保連携型）	12か所
★認定こども園（幼稚園型）	1か所
☆認定こども園（保育所型）	3か所
●認可保育所	4か所
▲認可外保育所	1か所
■放課後児童クラブ	16か所
※地域子育て支援拠点事業	9か所
利用者支援事業（基本型）	1か所
利用者支援事業（母子保健型）	1か所
病後児保育事業	1か所
ファミリー・サポート・センター	1か所

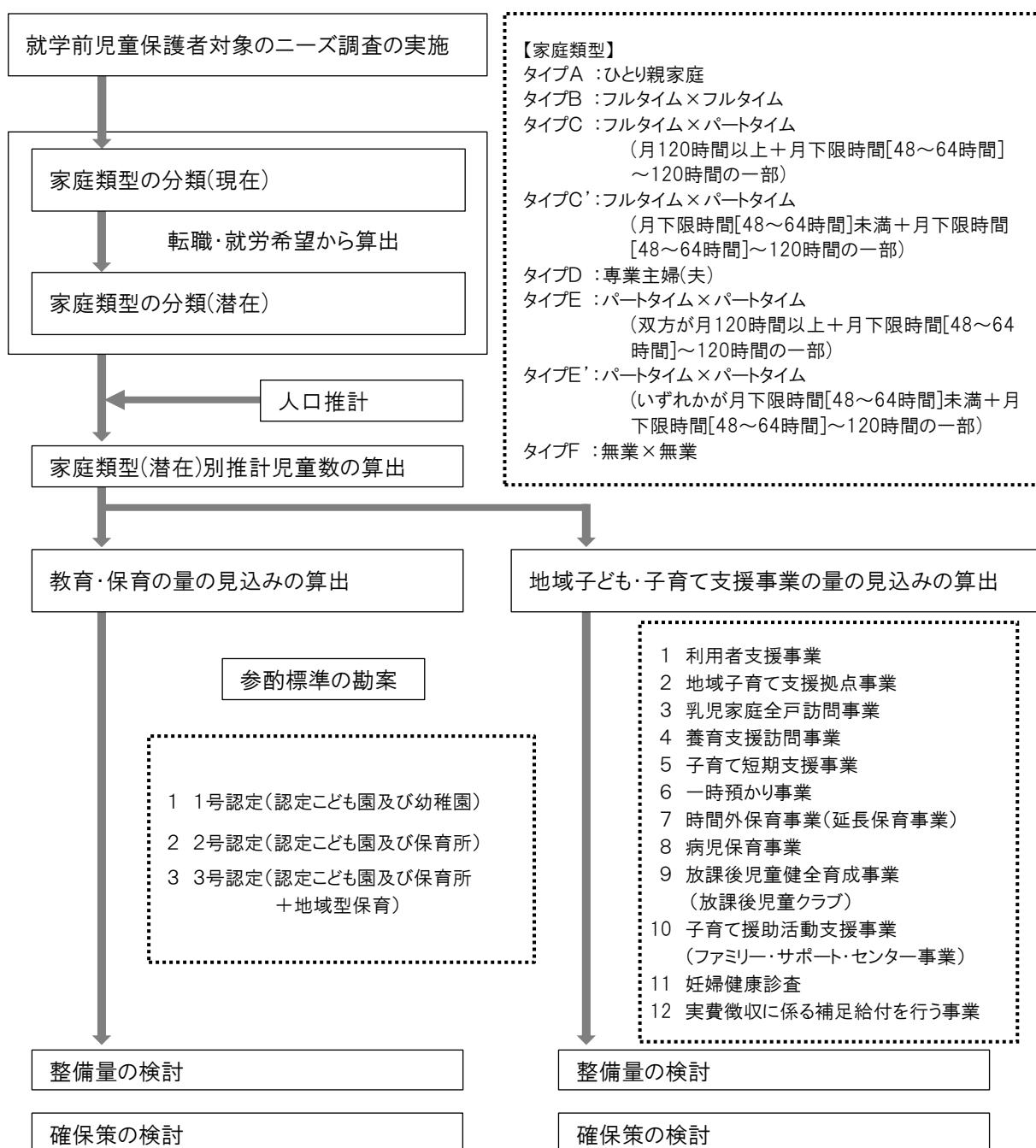


2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では2017（平成29）年の2,051人から2024（令和6）年には1,547人と推計され、504人（24.6%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2017（平成29）年の2,265人から2024（令和6）年には1,889人と推計され、376人（16.6%）の減少が予測されています。

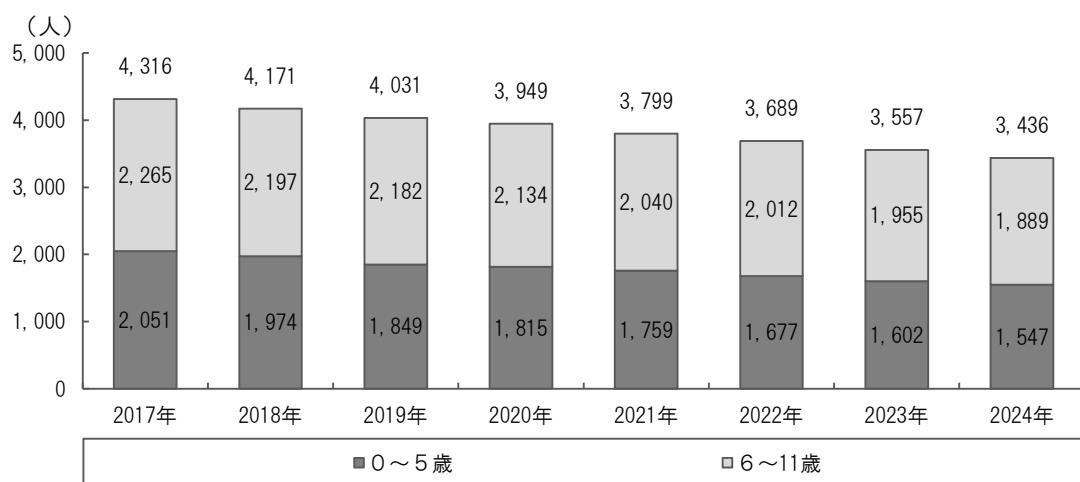
■ 子ども人口の推移と推計

単位：人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～11歳	4,316	4,171	4,031	3,949	3,799	3,689	3,557	3,436
0歳	316	284	277	270	260	248	239	229
1歳	341	321	286	289	277	267	255	246
2歳	321	335	312	289	287	275	265	253
3歳	334	321	330	319	289	287	275	265
4歳	387	330	318	333	317	287	285	273
5歳	352	383	326	315	329	313	283	281
0～5歳	2,051	1,974	1,849	1,815	1,759	1,677	1,602	1,547
6歳	358	348	379	324	313	327	311	281
7歳	351	362	342	373	317	307	321	305
8歳	397	348	363	340	372	316	306	320
9歳	360	396	347	358	337	369	313	303
10歳	382	359	395	344	357	336	368	312
11歳	417	384	356	395	344	357	336	368
6～11歳	2,265	2,197	2,182	2,134	2,040	2,012	1,955	1,889

資料：2017年～2019年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2020年～2024年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説 明	現在	単位：%	潜在
タイプA	ひとり親家庭	10.6	10.6	
タイプB	フルタイム×フルタイム	48.5	51.3	
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	22.7	23.6	
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	3.6	4.2	
タイプD	専業主婦（夫）	14.1	9.8	
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.2	0.1	
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.1	0.1	
タイプF	無業×無業	0.2	0.2	

そして、2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合	単位：%（潜在割合）、人（児童数）				
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
タイプA	10.6	193	187	178	170	164
タイプB	51.3	931	902	860	822	794
タイプC	23.6	429	415	396	378	365
タイプC'	4.2	76	74	71	68	65
タイプD	9.8	178	173	165	157	152
タイプE	0.1	2	2	2	2	2
タイプE'	0.1	2	2	2	2	2
タイプF	0.2	4	4	3	3	3
推計児童数 (0～5歳)	100.0	1,815	1,759	1,677	1,602	1,547



3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

一方、認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（ただし、児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、児童福祉法に基づく保育所に幼稚園機能を併せ持つ施設です（ただし、学校としての法的位置付けは持ちません）。

また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすタイプのものです。

現状と課題

- 現在、幼稚園3園、認定こども園19園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「幼稚園」は7.9%ですが、「認定こども園」は70.7%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「規定時間の利用にも関わらず事業者側の受け入れ態勢の不備を感じる。」など、就労者に寄り添った支援を求める意見がありました。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○市内における幼稚園及び認定こども園の現在の施設数を確保しつつ、預かり保育や幼稚園の認定こども園への移行を支援します。

(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育所とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんを見ることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

一方、認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持つ教育及び

保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（ただし、児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園機能を併せ持つ施設です（ただし、学校としての法的位置づけは持ちません）。

また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすタイプのものです。更に、地域型保育事業とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

- 現在、保育所4園、認定こども園19園で実施しており、児童数の減少に伴って、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況ですが、市中心部への利用希望が多く、年度途中での育児休業明けの入所については課題が残ることから、課題解消に取り組んでいきます。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「認可保育所」は19.9%、「認定こども園」は70.7%、「小規模保育施設」は0.6%、「家庭的保育事業」は0.1%、「その他の認可外保育施設」は0.5%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「保育園に通園させているが、園によって土曜の受け入れ態勢に差があると感じる。看護師を配置して欲しい。」など、様々な意見があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○提供体制は確保できているものの、市中心部では、年度途中での育児休業明けの入所ができないこともあるため、定員の設定・調整、幼稚園の認定こども園への支援等により、課題解消に取り組んでいきます。



■ 教育・保育施設の利用状況の推移

単位：人
2019年度
(見込み)

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①実利用者数	1,747	1,762	1,770	1,711	1,603
1号認定	270	364	393	419	431
2号認定	794	725	680	624	552
3号認定	683	673	697	668	620
0歳	202	211	223	186	149
1・2歳	481	462	474	482	471
②第1期計画値	1,905	1,907	1,890	1,866	1,810
1号認定	218	220	214	211	205
2号認定	944	944	933	919	888
教育ニーズ	55	55	54	53	51
保育ニーズ	889	889	879	866	837
3号認定	743	743	743	736	717
0歳	174	174	174	172	168
1・2歳	569	569	569	564	549
乖離(②-①)	158	145	120	155	207



■ 教育・保育施設の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1,600	1,551	1,478	1,411	1,363
1号認定	415	402	381	362	352
2号認定	522	504	479	455	442
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	522	504	479	455	442
3号認定	663	645	618	594	569
0歳	175	169	161	155	148
1・2歳	488	476	457	439	421
②確保目標量	1,869	1,811	1,724	1,646	1,588
1号認定	450	435	412	391	380
2号認定	745	718	680	646	628
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	745	718	680	646	628
3号認定	674	658	632	609	580
0歳	180	174	166	160	153
1・2歳	494	484	466	449	427
乖離(②-①)	269	260	246	235	225

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

- 2016（平成28）年度から、日常的に利用しやすい「子育てステーション“すてっぷ”」に基本型を委託し、専門の研修を受けた職員を配置し事業実施しています。
- 2019（令和元）年度から、健康推進課内に妊娠・出産・子育てについてのワンストップ相談窓口として「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠婦等の状況を把握し、妊娠期から子育て期までの相談・助言を行う母子保健型を実施しています。基本型の「子育てステーション“すてっぷ”」と連携しながら子育て世代を保健師等が支援していきます。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「相談をどこにすればいいのかもよくわからず、見つけても月に1～2回とかの設定のようで、普段働いているので相談日とスケジュールがあわず、なかなか気軽に相談できる所がないように感じています。」をはじめ、同様の意見が多くあります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	<ul style="list-style-type: none"> ○現状の提供体制を継続しつつ、利便性の向上を図っていきます。 ○健康推進課内に子育て世代包括支援センターを置き、安心して妊娠・出産・子育てができるよう基本型の「子育てステーション“すてっぷ”」と連携しながら子育て世代を保健師等が支援していきます。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①年間利用数	0	0	1	1	1
②第1期計画提供量	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	1	1	0	0	0



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
②確保目標量	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○本市では、11か所を拠点として実施しています。そのうち、認可保育所を拠点として実施しているのが10か所、NPO法人で実施しているのが1か所で、子育て親子の交流の場の提供、各種子育て支援イベント等を実施しています。

○ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は4.4%、「その他五所川原市で実施している類似の事業」は2.4%の利用があります。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「子育て支援センターをもっと増やしたり、質を上げて欲しいです。」「子どもが遊ぶ場所が全くといっていい程ないです。」「子育て支援で各幼稚園などの利用ができたり、とても助かりました。」をはじめ、同様の意見や要望があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○提供体制は確保できているので、1か所あたりの利用者数が増加するよう事業の積極的な広報や周知活動を図っていきます。



■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

実績値	単位：人回				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①年間総利用数	3,952	3,554	3,809	2,728	3,700
②第1期計画提供量	15,252	14,736	14,388	13,992	13,632
乖離 (②-①)	11,300	11,182	10,579	11,264	9,932



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

推計値	単位：人回				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	4,000	3,840	3,686	3,539	3,397
②確保目標量	4,000	3,840	3,686	3,539	3,397
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

- 市内の乳児（生後4か月まで）のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行っています。養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行い、安心して育児が行えることを目指しています。
- ほぼ全戸訪問が実施できました。訪問できない場合は来庁、また産後早期に働く場合は保育所訪問等で対応してきました。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○健康推進課の保健師また、青森県助産師会に委託し、個々のニーズに合わせた助言や援助を提供していきます。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①年間実利用者数	336	323	303	287	252
②第1期計画提供量	321	310	303	297	288
乖離 (②-①)	▲15	▲13	0	10	36



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	270	260	248	239	229

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

- 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる乳幼児、もしくは保護者や産前・産後における家事や育児が困難な妊娠婦に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。
- 妊娠中から概ね1年後までに養育支援の必要な特定妊娠婦が増加傾向にあります。主な背景としてシングルマザーやステップファミリー、精神疾患の治療中断、経済的に不安定等があげられます。
- ニーズ調査の結果には、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○妊娠届出数は減少していますが、養育支援の必要な家庭は増加傾向にあるため、養育が必要な方へ適時に適切な支援できるよう継続していきます。



■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①年間実利用者数	47	48	30	31	31
②第1期計画提供量	42	42	42	42	42
乖離 (②-①)	▲5	▲6	12	11	11



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	24	24	24	24	24
②確保目標量	24	24	24	24	24
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

現状と課題

- 2017（平成29）年度から市外の児童養護施設に事業委託し、緊急時の児童の受け入れ体制を確保しており、利用状況については各年1名の利用がありました。
- トワイライトステイ事業については、事業実施していませんが、ファミリー・サポート・センター事業によるサービスの活用ができます。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「緊急時に保育がすぐに開始できるサービスがあれば自分のような病気がちの親の他、子どもが急に体調を悪くした際、仕事を休めない親にも心強いのではないかと思います。」をはじめ、同様の要望が多くあります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○量の見込み調査では、直接的な当該事業に係る利用ニーズは「なし」との回答を得ていますが、事業開始以降利用実績があることや、児童虐待に係る相談への対応も想定し、現状の提供体制を継続します。



■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

実績値	単位：人日				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①年間総利用数	0	0	19	12	7
②第1期計画提供量	0	13	12	12	12
乖離 (②-①)	0	13	▲7	0	5



■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

推計値	単位：人日				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	12	12	12	12	12
②確保目標量	12	12	12	12	12
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として雇間ににおいて、認定こども園、幼稚園等で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

- 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

市内の幼稚園・認定こども園では、保護者の就労支援のため、在園児を対象に教育時間の前後又は長期休業日等の預かり保育を実施しています。
- 上記以外

市内の幼稚園・認定こども園では自主事業として、保育所等に入所していない子どもの保護者の急病、冠婚葬祭など一時的に育児が困難な場合の預かり保育を実施しています。（ファミリー・サポート・センター事業を除く。）
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「一時預かり」は1.8%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「出産後体調を崩しがちになり何度も緊急入院しているのですが、実家も遠いので両家の祖父母や親せきに頼れません。子どもの面倒をすぐに見てくれる人がおらず大変を感じました。緊急時に保育がすぐに開始できるサービスがあれば自分のような病気がちの親の他、子どもが急に体調を悪くした際、仕事を休めない親にも心強いのではないかと思います。」をはじめ、同様の要望が多くあります。



確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○提供量には不足が生じない見込みなので、一時預かり事業の周知に努めます。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①年間総利用数	23,939	27,711	52,235	65,660	79,632
1号認定	23,682	27,541	51,864	65,185	79,047
2号認定	0	0	0	0	0
上記以外	257	170	371	475	585
②第1期計画提供量	16,348	16,452	16,029	15,789	15,263
幼稚園の 預かり保育	15,791	15,904	15,493	15,266	14,755
幼稚園以外の 預かり保育	557	548	536	523	508
乖離 (②-①)	▲7,591	▲11,259	▲36,206	▲49,871	▲64,369



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	76,822	74,133	71,537	69,032	66,615
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	76,280	73,611	71,034	68,548	66,149
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	542	522	503	484	466
②確保目標量	76,822	74,133	71,537	69,032	66,615
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	76,280	73,611	71,034	68,548	66,149
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	542	522	503	484	466
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

- 市では、幼稚園、認定こども園及び保育所のうち21か所において延長保育事業を実施しており、19時までの延長を実施しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「園の預かり保育は利用しやすい料金でとても助かります。身近にお互いの両親がいないので、地域の支援制度に頼っていかないと仕事も難しい状況です。」「休日保育等も対応できるよう体制が整ってきたので助かりました。共働きの世帯なので子育ても変則に対応できるものが必要かと思います。」をはじめ、同様の要望が多くあります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○提供量には不足が生じない見込みなので、保護者ニーズに応じた延長時間の拡大など、教育・保育施設と協力を図りながら、提供内容の充実に努めています。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

実績値	単位：人				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①年間実利用者数	534	538	567	461	361
②第1期計画提供量	534	527	514	503	488
乖離（②－①）	0	▲11	▲53	42	127



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

推計値	単位：人				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	410	398	379	362	350
②確保目標量	410	398	379	362	350
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

④ 病児保育事業

子どもが病気の際に、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○本市では、指定施設にて委託による病後児保育事業を実施しています。

また、ファミリー・サポート・センターにおいて、軽い発熱等の提供会員が対応できる程度の病気に対する保育の受入をしています。

○ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用希望をみると、実際に「病児・病後児の保育を利用した」方は2.4%と僅かですが、父親・母親が休んで対処した方の38.1%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「病児保育、病後保育も充実してもらえると、仕事がしやすいです。」「毎日通っているこども園で、病児保育があれば、安心してお願いできます。」をはじめ、同様の要望が多くあります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○病後児保育の委託事業を継続し、保護者から積極的に利用されるよう、事業者と連携を図るとともに運営支援に努めています。 ○医療機関との連携により、病児対応型の設置を検討していきます。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①総利用数	35	65	149	96	60
②第1期計画提供量	352	348	339	332	322
乖離（②－①）	317	283	190	236	262



■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	150	144	139	134	129
②確保目標量	760	760	760	760	760
乖離（②－①）	610	616	621	626	631



(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 厚生労働省が示している妊婦健康診査の実施基準に基づき実施しています。
- 妊婦健康診査は無料の受診票が14回分出ていますが、2014（平成26）年度より多胎妊婦については7回分を追加交付しました。
- 生活保護世帯に属する方の妊婦健康診査で自己負担が発生した場合は、実費を返還しています。
- 里帰り出産に対しても、出産病院との契約や償還払い対応しています。
- 2019（令和元）年度は市内2か所の産科医療機関で、妊婦健康診査を受診されている方が約8割います。
- ニーズ調査の結果には、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○妊娠期間中、必要に応じて妊婦健康診査を受診できるよう継続していきます。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①年間延べ利用者数	6,061	5,855	5,385	5,142	4,690
②第1期計画提供量	5,780	5,627	5,440	5,304	5,202
乖離 (②-①)	▲281	▲228	55	162	512



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	402	385	368	352	337
②確保目標量	402	385	368	352	337
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行う会員（提供会員）及び両方会員からなるボランティア的相互援助の組織で、アドバイザーが相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、2018（平成30）年度末時点では依頼会員310人、提供会員170人、両方会員21人の計501人が登録されていますが、サービスの内容によっては会員からの依頼にすべて対応できない現状にあります。
- 2019（令和元）年度からは、五所川原圏域定住自立圏共生ビジョン事業として、会員を五所川原圏域定住自立圏に在住する方へ拡充しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「ファミリー・サポート・センター」の定期的な利用者は0.6%、不定期な利用は0.9%となっています。また、放課後の利用希望でも、低学年から高学年を通して、就学前児童・小学生ともに0.6~0.8%と僅かとなっています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「ファミリー・サポート・センターを利用したり、子育て支援で各幼稚園などの利用ができたり、とても助かりました。」「ファミリーサポートなどの事業はとても助かっていてありがたいのですが、協力員の人員不足や、仕事をしている人にとってもうすこし預けやすい時間帯の児童クラブなど、あと少しの改善で働きやすく、子育てしやすい環境になるのになあと残念に思う所があります。」「ファミリーサポートは、よく知らない他人が、自宅に来るので信用できず、不安しかありません。」をはじめ、同様の意見・要望が多くあります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020~2024年度	○教育・保育施設、放課後児童クラブへのお迎えや帰宅後の預かり援助等の希望が増加していることから、引き続き提供会員の拡充に努めています。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況の推移

実績値	単位：人日				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①総利用者数	888	1,239	1,251	1,451	1,635
②第1期計画提供量	812	822	801	830	810
乖離（②-①）	▲76	▲417	▲450	▲621	▲825



■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の
量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1,850	1,786	1,725	1,666	1,609
②確保目標量	1,850	1,786	1,725	1,666	1,609
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園における副食材料費の負担減免について、教育・保育施設に入所している子どもと同様に支援します。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により扈間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

- 本市では、すべての小学校区において、委託も含めて18か所の放課後児童クラブを開設しています。
- 入所児童の増加により、活動スペースが手狭になっているクラブもあります。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用希望をみると、低学年のうちには60.0%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学生のいる家庭では64.0%の利用希望があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「開始の時間がもう少し7時30分頃からだととても助かります。」「放課後児童クラブが学校内にあるのは、低学年の親としてはすごく助かります。」「長期休業期間の開始時間が遅すぎます。」をはじめ、同様の意見・要望が多くあります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○受入れ枠拡大のため、教育・保育施設等の民間委託も活用しながら、それぞれの小学校区の状況に適した確保方策により、提供体制の確保に努めます。

■ 放課後児童健全育成事業（低学年）の利用状況の推移

実績値	単位：人				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①年間実利用者数	565	588	560	666	764
②第1期計画提供量	781	770	776	751	756
乖離（②-①）	216	182	216	85	▲8





■ 放課後児童健全育成事業（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	725	701	664	656	634
1年生	253	245	231	229	221
2年生	239	231	219	216	209
3年生	233	225	214	211	204
②確保目標量	660	660	660	660	660
1年生	231	231	231	231	231
2年生	217	217	217	217	217
3年生	212	212	212	212	212
乖離（②－①）	▲65	▲41	▲4	4	26

◆小学校高学年の場合

現状と課題

- 本市では、現在12か所の児童クラブで6年生まで受け入れています。
- また、余裕教室の確保が困難な学校では、教育・保育施設等の民間委託等を活用しています。
- 学校において6年生まで受け入れるための余裕教室等の確保が困難な児童クラブでは、定員の範囲内で、長期休暇のみ高学年を受け入れています。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用希望をみると、高学年では36.1%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学生のいる家庭では25.2%の利用希望があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「狭い部屋で預かってもらう事が高学年になった時は、それでいいのかと思ってしまいます。何か体験できるものを毎日でなくても良いので取り入れて欲しい。」「放課後児童クラブが3年生で終わりではなく、6年生までにして欲しい。」をはじめ、同様の意見・要望が多くあります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○受入れ枠拡大のため、教育・保育施設等の民間委託も活用しながら、それぞれの小学校区の状況に適した確保方策により、提供体制の確保に努めます。



■ 放課後児童健全育成事業（高学年）の利用状況の推移

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①年間実利用者数	53	53	93	134	189
②第1期計画提供量	383	366	334	326	321
乖離（②－①）	330	313	241	192	132



■ 放課後児童健全育成事業（高学年）の量の見込みと確保目標量

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	485	459	469	449	434
4年生	242	229	234	224	217
5年生	195	185	189	181	174
6年生	48	45	46	44	43
②確保目標量	240	280	360	400	440
4年生	120	140	180	200	220
5年生	96	112	144	160	176
6年生	24	28	36	40	44
乖離（②－①）	▲245	▲179	▲109	▲49	6

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

（1）認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では普及を図ることとされています。

そのため、保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進める中で、既存施設の意向を把握しながら、認定こども園への移行に必要となる支援に努めます。

（2）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修会の情報提供等を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、

障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育および地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設と小学校等との連携

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い支援を行うためには、子どもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

本市では、教育・保育施設と小学校の円滑な接続を図るとともに、幼児教育と小学校教育の望ましい連携の在り方を協議するための「幼保小連携研修会」を開催していることから、今後もその取組を推進します。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、保護者へのリーフレット配布、市HP等による広報、給付事務の流れについて関係施設に対する説明会を開催するなど、公正かつ適切な支給の確保に努めています。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めています。



第6章

子どもの貧困対策について



第6章 子どもの貧困対策について

2013（平成25）年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していく社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進されてきた中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2019（令和元）年6月19日に改正され、市町村に努力義務として子どもの貧困対策計画の策定が明文化されました。

この計画については、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画や子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一緒にしたものとして策定して差し支えないものとされています。

1 子どもの貧困対策に関する指標と目指す方向

国の「子どもの貧困対策に関する大綱」に定める指標のうち、本市で算出できるものについて毎年度進捗管理をしながら、目指す方向に向けて数値の改善、施策の見直し等を図っていきます。

■ 子どもの貧困に関する指標別実績と目標

単位：%

子どもの貧困対策に関する大綱に定める指標	全国	青森県	五所川原市	目指す方向
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7	97.5	100.0	→
生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率	4.1	3.1	4.7	↖
生活保護世帯に属する子どもの大学進学率	36.0	20.8	0.0	↗
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	67.6	71.6	100.0	→
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	89.0	100.0	100.0	→
就学援助制度に関する周知状況 ・毎年度の進級に学校で就学援助制度の書類を配布している割合	65.6	67.5	100.0	→
就学援助制度に関する周知状況 ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している割合	65.6	60.0	100.0	→
新入学児童生徒学用品費等の入学前の支給の実施状況（小学校）	47.2	—	100.0	→
新入学児童生徒学用品費等の入学前の支給の実施状況（中学校）	56.8	—	100.0	→
ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園)	81.7	(母子世帯) 81.2 (父子世帯) 66.6	94.4	↗
ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	80.8	90.7	92.5	↗
ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	88.1	95.1	92.0	↗
ひとり親家庭の子どもの高等学校進学率	95.9	—	100.0	→

※実績値は2014(平成26)年～2019(平成31)年の最新値です。



2 具体的な施策

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないよう、福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関が連携し、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策を総合的に進めていきます。

(1) 教育の支援

事業の名称	事業内容	担当課
幼児教育・保育の無償化	年齢や発達にあわせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。	子育て支援課
就学援助	経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
スクールカウンセラーの派遣	市内の小中学校にスクールカウンセラーを派遣して、友人関係やいじめ、学習、健康、家庭生活等の悩みを抱える児童生徒と教育相談を行い、問題の解決を図ります。	学校教育課

(2) 生活の支援

事業の名称	事業内容	担当課
妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	子育て世代包括支援センターや養育支援訪問事業による訪問等により、養育についての相談や助言を行います。また、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業により、孤立した育児とならないよう支援を行います。	健康推進課 子育て支援課
特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援	妊娠の届出や医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、養育支援訪問事業等の適切な支援を行います。	健康推進課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行います。	子育て支援課
生活困窮者自立支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ関係機関につなぎます。	福祉政策課
市営住宅における優先入居	市営住宅の入居に関し、20歳未満の子を扶養している者（母子又は父子家庭に限る。）は優先的に選考します。	建築住宅課



事業の名称	事業内容	担当課
子ども食堂の支援	<p>NPO法人などによって実施されている「子ども食堂」は、地域の子どもに無料や低価格であたたかい食事を提供するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な大人との出会いの機会としての機能も担っています。</p> <p>「子ども食堂」について、情報発信・情報提供などの支援を行うとともに、取組が各地域に広がっていくよう支援を検討します。</p>	子育て支援課

(3) 保護者に対する就労の支援

事業の名称	事業内容	担当課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	就業のため必要な教育訓練に関する講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、技能の向上や資格の取得等主体的な能力開発の取組みを支援するため給付金を支給します。	子育て支援課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得のため、養成機関に入学する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、生活の負担の軽減を図るため給付金を支給します。	子育て支援課

(4) 経済的支援

事業の名称	事業内容	担当課
ひとり親家庭への経済支援	<p>父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給します。</p> <p>また、ひとり親家庭等の父又は母及び児童が医療保険で医療の給付を受けた場合において、負担すべき費用を軽減するため医療費の助成をします。</p>	子育て支援課
遺児等援護対策事業	遺児の健全な育成及び福祉の増進に寄与することを目的として、遺児を扶養する者に弔慰金を支給します。	子育て支援課
子ども医療費の助成	子どもの保健及び出生育児環境の向上に寄与することを目的として、子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合において、負担すべき費用を軽減するため医療費の助成をします。	子育て支援課



第7章 計画の推進体制



第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に發揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点をふまえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

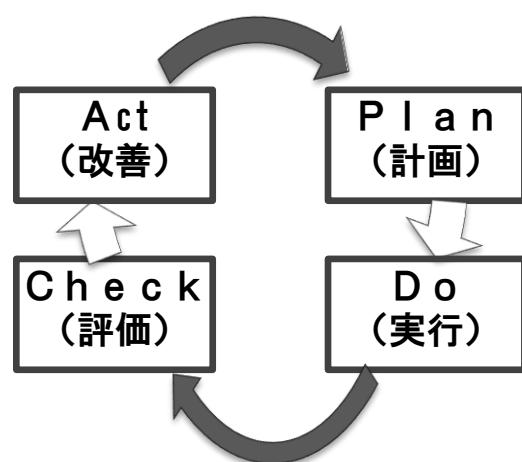
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人一人に情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。





そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



資料 編



資料編

1 子ども・子育て会議

(1) 五所川原市附属機関に関する条例

平成17年3月28日五所川原市条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する市長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例で設置する附属機関の組織等)

第2条 市長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員の構成、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(附属機関の長等)

第3条 会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が2人以上置かれる附属機関においては、副会長等の行う前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任命)

第4条 委員は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する市長その他の執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長等、副会長等及び委員の除斥)

第6条 会長等、副会長等及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、附属機関の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(部会)

第7条 附属機関に各種検討を行うための部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長等が指名するものとする。

3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから会長等が指名する。

4 部会長は部会を代表し、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

市長に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
五所川原市子ども・子育て会議	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施状況を調査審議すること。	会長 副会長 委員	学識経験者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 教育関係者 子どもの保護者	15人以内	2年	委員の互選

(2) 委員名簿

(委嘱期間：令和元年9月26日～令和3年9月25日)

No.	団体名	役職・氏名	備考
1	五所川原市保育連合会	会長 多勢 真	会長
2	五所川原市保育連合会	副会長 小田桐 智毅	
3	五所川原市保育連合会	副会長 木村 重介	
4	学校法人 下山学園	理事長 下山 美智子	
5	学校法人 青森富士学園	理事長（園長） 澤田 威	副会長
6	NPO法人 子どもネットワーク・すてっぷ	副代表理事 野呂 美奈子	
7	五所川原市民生委員児童委員連絡協議会	主任児童委員 工藤 富士子	
8	五所川原市連合PTA	会長 秋元 春樹	
9	五所川原市小中学校長会	校長 佐々木 浩輝	
10	青森県青少年健全育成推進員連絡協議会	会長 島村 新生	
11	五所川原市母子寡婦福祉会	会長 成田 磨留子	
12	市民公募	小山内 陽子	
13	市民公募	尾野 千夏子	
14	市民公募	加藤 雄一	

(3) 五所川原市子ども・子育て会議の開催日と審議内容

平成30年度

第2回 平成31年3月12日（木）18時30分から

五所川原市民学習情報センター 2階 視聴覚室

- (1) 五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果について
- (2) 五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係る今後のスケジュールについて
- (3) 平成31年度特定教育・保育施設利用定員について
- (4) 子ども・子育て支援事業関連の平成31年度事業について



令和元年度

第1回 令和元年6月27日（木）18時30分から

五所川原市民学習情報センター 2階 視聴覚室

- (1) 五所川原市第1期子ども・子育て支援事業計画の実績について
- (2) 五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画について
 - ・ニーズ調査結果（自由意見）
 - ・量の見込み
- (3) 今後のスケジュール

第2回 令和元年8月29日（金）18時30分から

五所川原市民学習情報センター 2階 視聴覚室

- (1) 五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画について
 - ・計画骨子の内容協議等
- (2) その他
 - ・幼児教育・保育の無償化について
 - ・子ども・子育て会議委員の委嘱期間の更新について

第3回 令和元年11月7日（木）18時30分から

五所川原市民学習情報センター 2階 視聴覚室

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画について
 - ・第5章子ども・子育て支援の事業展開（素案）
- (3) その他

第4回 令和元年12月19日（木）18時30分から

五所川原市民学習情報センター 1階 大教室

- (1) 五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画について
 - ・第4章子ども子育ての施策展開（素案）
 - ・第6章子どもの貧困対策について（素案）
- (2) 今後のスケジュール
- (3) その他

第5回 令和2年1月16日（木）18時30分から

五所川原市民学習情報センター 1階 大教室

- (1) 五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画について
 - ・計画案の確定
- (2) その他



第6回 令和2年3月19日(木)18時30分から

五所川原市民学習情報センター 2階 視聴覚室

- (1) 五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画について
- (2) 令和2年度特定教育・保育施設利用定員について
- (3) 令和2年度の子ども・子育て支援関連事業について
- (4) その他

2 用語解説

あ行

○NPO

「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配すること目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」といいます。

か行

○子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。(子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3)

○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のことです。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律です。子ども・子育て関連3法の一つとして2012(平成24)年8月に制定された法律です。

○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものです。

さ行

○小1の壁

小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、働き方の変更を強いられる問題を指す造語で、子どもの小学校入学を機に仕事を辞めたり、働き方を変えたりせざるを得ない母親も多くいます。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策です。

○児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士のことです。

○ステップファミリー

再婚や事実婚により、血縁のない親子関係や兄弟姉妹関係を含んだ家族形態。近年は増加傾向にあるとされ、家族関係の構築に親と子がストレスや悩みを抱えるケースが多く、社会問題の一つにもなっています。

た行

○待機児童

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

○男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。



○地域型保育

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の総称です。

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

な行

○認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

○認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）

子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

- ・1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合
- ・2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

○認定こども園

幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を一貫的に提供し、すべての子育て家庭を対象に、親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を実施する施設のことです。

は行

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

○バリアフリー

子育て中の親子や高齢者、障がい者などが社会生活を営む上で障害となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことです。

○病児・病後児保育

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない乳幼児及び病気の回復期にある乳幼児を保育所等で集団生活ができるようになるまでの間、医療機関に併設された施設で看護師等が一時的に預かるものです。



○不登校

児童生徒が、病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、年間30日以上登校しない、あるいは、したくともできない状態です。

ま行

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。

や行

○要保護児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童のことです。



**五所川原市
第2期子ども・子育て支援事業計画**

発行日 2020（令和2）年3月

発行元 五所川原市 福祉部 子育て支援課

住 所 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1

T E L 0173-35-2111（代表） F A X 0173-34-1018

U R L <http://www.city.goshogawara.lg.jp/>

